

内閣委員会 議録 第二十八号

昭和三十年六月二十七日(月曜日)
午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 宮澤 胤勇君
理事 高橋 貞一君 理事 辻 政信君
理事 床次 徳二君 理事 江崎 眞澄君
理事 高橋 等君 理事 森 三樹二君
理事 田原 春次君

大村 清一君 林 唯義君
保科善四郎君 眞崎 勝次君
栗山 博君 山本 正一君
大坪 保雄君 小金 義昭君
田中 正巳君 田村 元君
福井 順一君 船田 中君
田中 保君 飛鳥田一雄君
長谷川 保君 中村 高一君

出席國務大臣

内閣總理大臣 鳩山 一郎君
外務大臣 重光 葵君
國務大臣 杉原 荒太君

出席政府委員

内閣官房副長官 田中 榮一君
法制局長官 林 修三君
總理府事務官 三橋 則雄君
(恩給局長)
防衛政務次官 田中 久雄君
防衛庁次長 増原 惠吉君

委員外の出席者

専門員 亀井川 浩君
専門員 小関 紹夫君
専門員 安倍 三郎君
専門員 遠山信一郎君

六月二十七日

委員石橋政嗣君辞任につき、その補

欠として長谷川保君が議長の名で
委員に選任された。

六月二十五日

恩給法の一部を改正する法律の一部
を改正する法律案(高橋等君外百十
一名提出、衆法第二八号)

同日
恩給法の一部を改正する法律の一部
を改正する法律案(山下義信君外三
名提出、参法第一二二号)(予)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
恩給法の一部を改正する法律の一部
を改正する法律案(高橋等君外百十
一名提出、衆法第二八号)

国防会議の構成等に関する法律案
(内閣提出第一〇〇号)
自衛隊法の一部を改正する法律案
(内閣提出第八一八号)

防衛庁設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第八二二号)
防衛庁職員給与法の一部を改正する
法律案(内閣提出第八三三号)

○宮澤委員長 これより会議を開きま
す。

○中村(高)委員 総理大臣がお見えに
たします。中村高一君。

なりましたから、今まで同僚の委員諸
君から質問をされております国防会
議の問題につきまして御質問をいたし
たいと思つております。

この法案につきましては概括的な各
党の質問がありましたばかりであつ
て、まだ国防会議の詳しい構成の内容
等についてはあまり質問はされておら
ないのではありませんか、御承知の
ような現状では、予定されました会
期も本月一ぱいで終ることになるのであ
りますが、このような重要法案が――

他にもまだ審議中の重要法案等も相当
ございますので、予定された会期とい
たしますと、国防会議法案のようなも
のはとうてい終る見込みがないとわれ
われは考へておるのであります。これ
から逐次的にこまかい質問などが継続
されるといたしますならば、衆議院
を通過することだけでもなかなか困難
であるという情勢にあるのでありま
す。今後の審議につきましてもわれわ
れは考へなければならぬのであります
が、会期につきましても、この国防会
議の法案を通過するだけの時日が現在に
おいてはなほに思つております。

内閣としては、この法案ばかりでなく
まだいろいろの重要法案等ございま
すが、今後の審議につきましても会期を
どうしようかと思つておられますか、こ
れをまずお聞きをいたしましてわれわ
れの審議の資料にいたしたいと思いま
すので、この点をまずお尋ねいたして
おきたいと存じます。

○宮澤委員長 ちょっと質疑者に申し
上げますが、総理大臣は着席のまま答
弁をするので御承知願ひます。

○鳩山國務大臣 会期をどのくらい延
長するかはただいまのところまだ決定
いたしておりませんけれども、相当の
期間延長して、重要法案は全部協力に
よつて可決していただきたいと考へて
おります。

○中村(高)委員 相当期間会期を延長
しなければならぬというのには、わ
れわれも考へていろいろ議論をいたし
ておるのであります。もし会期が
延長にならないとすれば、今審議を継
続いたしましてもとうてい通る見込み
はないのであります。国防会議という
ような問題は、必ずしも今どうしても
通さなければならぬほどの差し迫つ
た重要性はないと私たち考へておるの
であります。会期によりましては急
ぐ必要もないことではありますし、また
十分に審議の時間をとつて、こういう
重要法案が後日本のために支障にな
るような法律であるとするならばわれ
われも考へなければならぬことではあ
りますが、相当の会期を延長しなければ
ならないというたゞの御答弁ではあ
りませんけれども、相当というのとは大
体お考へになつておられるのだと思つ
てあります。一月も二月もお延ば
しになるわけでもないと思つてあり
ますが、相当というのをもう少し具
体的にお話を願ふと、やはりわれわれ
の審議の都合があるのでありますし、
急いで参議院に送らなければこれが通

らないということになれば、またわれ
われはその考へをしなければならませ
んが、相当というのについてもう少し
具体的な御答弁が願ひたいと存じます
が、いかがでございますか。

○鳩山國務大臣 御審議の経過を見ま
せんと相当という期間の判定がまだで
きません。御審議の経過によりまし
て、相当という期間について御相談を
したいと思ひます。

○中村(高)委員 審議の経過は、現状
においてはあと四、五日しかないの
でありますからして、とうてい終らない
ということは明らかでありますけれど
も、そうすると会期の延長をなさるこ
との御決定はいつごろになるのであり
ますか。

○鳩山國務大臣 会期は国会でおきめ
になるのであります。政府の意見と
してはもう少し待ちましてから決定い
たしたいと考へております。

○宮澤委員長 中村君、外務大臣が見
えていますから、この間に飛鳥田君に
一つお願いいたしたいと思ひます。飛
鳥田君。

○飛鳥田委員 外務大臣にお伺いをし
たいと思ひます。先般総理大臣にお伺
いをしましたときに、安全保障条約、
行政協定、こういう諸条約、協定があ
るにもかかわらず、原子爆弾を日本へ
持つてくるときには、アメリカと日本
の双方の同意がなければ持つてこれら
れない、こういう話し合いがついてい
る、こういうふうに総理大臣から御答
弁がありました。そこでさらに詳しい

ことを伺おうといたしましたところ、それは専門の外務大臣に伺ってこれというところでありましたので、伺いたいと思ひますが、そういう合意がいつ、だれとだれとの間にでき上つたのか。すなわち重光さんとアメリカの軍人個人とが友人として話し合つたということでは何にも意味がありません。総理大臣がそういうふうな委員会に御報告になる以上は、当然明確な国と国との話し合いがあつたはずであります。従つてだれとだれとの間にいつ、どこでそういう協定あるいは覚書ができたのか、話し合いがあつたのか、こういうことを第一に明らかにしていただきたいと思ひます。

○重光外務大臣 御質問の要点は、アメリカが日本を原爆の基地にする意向があるかないか、ないということはどういう根拠によつて言えるか、こういうことに帰着すると思ひます。ございまして、総理の御答弁を伺いましたが、その通りでございます。私もちやうと調べて参つたのでございますが、五月二十五日に衆議院予算委員会、行政協定、安保条約においてはそれによつてアメリカが自由に原爆を持ち込み得るのじゃないか、また従つてあるいは持ち込んでおるのじゃないかというやうな問題がございました。私ははつきり答えておきました。安保条約及び行政協定からは原爆を日本の承諾なくして持ち込み得るということとは出てこないのだということを申し上げておきました。そしてさらに原爆を持つてくる場合においては、米側が日本の承諾を取り付けて持つてくるだらうというところを申し上げる理由がある、こういうことを申し上げておきました。そ

の通りでございます。米側は日本の承諾なくして原爆を持ち込むという意向のないことをそれまでも承知をいたしておりました。しかし今せっかく、それじゃはつきりしたアメリカ側との話し合いを一つ申せということでございます。そこで、私はその後さうなことにいつてはさらに十分明確にしておく必要があると思ひまして、これは五月二十五日の予算委員会でございますが、私は五月三十一日に米大使との問題について話をいたしました。その話の結果はこういうことでございます。アメリカ駐留軍は日本において原爆を保有しておらぬ、持つておらぬという事実が第一点でありまして、それは五月二十五日にも私は申し上げておきました。その通りでございます。そして、なお将来原爆を持ち込む場合ににおいては、原爆を持ち込まなければならぬやうな国際情勢になると仮定しても、その場合は日本の承諾なくして原爆を持ち込まないのだ、こういうことを議院に対して私がはつきり申すことも差しつかえないということでございます。そこでこれは米国の大使と私とのさうな一つの交渉で申言つたのでありますから、これは国と国とのはつきりした意思表示があつたわけでありまして、それで今日は二十五日に私が説明申し上げておいたよりも、さうな事実によつてさらに明確に御答弁申し上げることが出来る状態でございます。これを御報告申し上げます。

○飛田委員 非常に大事なことで、それから、それでは繰り返して伺つておきますが、五月の三十一日に、アメリカ合衆国を代表しているアメリカ大使と、日本を代表しておられる外務大臣であるあなたとが話し合つた結果、現在日本には原爆に持ち込んでいない、将来原爆を日本に持ち込む場合には日本の同意なくしては持ち込まない、こういうことを約束せられた。そういうしますと、その約束は安全保障条約、行政協定についてこの解釈に疑義があるものを一掃するもの、こう私たちは解釈をするのですが、その解釈によろしいですか。

○重光外務大臣 今話し合いの結果は一つ私の言葉によつて了承していただきたと思ひます。原爆は今日持つておらない、それは今あなたの言われた通りであります。将来は日本の承諾なくして持ち込まないというところであります。持ち込む場合は、場合の予想はいたしておらないわけでありまして、それから行政協定、安保条約の疑義を一掃したわけではございません。私たちは行政協定、安保条約について疑義を持つておりません。原爆を持ち込むという予想をその条約によつてしておりませんから、そこでもしそれについて理論的の疑義があるとしたならば一掃した、こう考えられても差しつかえないわけではございません。

○飛田委員 それは文書によるものではないですか。

○重光外務大臣 文書によるものではない。口頭では意味ないよと呼ぶ者あり。ございせん。しかしその効力は同じでございます。

○飛田委員 今後こうした問題については、内閣もかわることでしょうし、人もかわりますから、できるだけ文書にしておいていただきたい。その

ような努力を御注文申し上げます。

そこで今度は総理大臣に一つだけ伺いたいのですが、先日わが党の森委員から関連質問がありましたときに、防衛出動をする、その防衛出動は侵略を受けたときに限る、こう総理大臣は答へになりましたが、総理大臣は自衛隊法の第七十六条をいつ変更せられたのか、これを伺いたいと思ふのです。防衛出動に関する自衛隊法の第七十六条は「内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃（外部からの武力攻撃のおそれがある場合を含む）に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合には、国会の承認を得て、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができ、このように明瞭に書いてあるわけである。ところが先日の御答弁では、外部からの武力攻撃のおそれある場合は出動させてはならないという御答弁でありました。この点について、総理大臣は明確に自衛隊法第七十六条を否認せられるつもりなのかどうかをこの際伺つておきたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 防衛出動の命令は、今言われる通りの場合に発せられるのであります。現実には武力攻撃をするのは侵略を受けた場合に於けるのだという意味で答へたのであります。

○飛田委員 あまり私頭が悪過ぎてわからぬのですが、もう少し明確に話していただけないか。防衛出動をする場合には七十六条に基づくのだけれども、現実にはやらない、こういう意味に受け取れるのです。そういう意味だと、法律はこう書いてあるけれども、自衛隊の現実の運用についてはあなたの考え方に従つてやる。従つて外部からの攻撃のおそれがある場合はど

んなことがあつても出さない、こういうあなたの御決意のほどを披歴されたい、こう考えていいですか。

○鳩山国務大臣 現実には武力を使用する場合は、やはり侵略を受けた場合に於けるのだという意味で答へたのであります。それでいいと思ひます。

○飛田委員 そうしますと、七十六条の出動というやつは、現実には武力を使用しない、行つてただ立っているだけだということですか。

○鳩山国務大臣 防衛出動の命令は、法律に書いてあることはあなたの言つて通りであります。防衛出動の命令は、あなたの言つて通りに出せると思ふのであります。現実には武力を使用する場合には、現実の侵略がなければならぬと私は考えます。

○飛田委員 その辺をもう少し具体的に話していただけないか。あなたの言つておられることがあまりよくわからないのですが……

○鳩山国務大臣 私は自分の言つたことが正しいと思ひます。

○飛田委員 まあそんなことであなたと水かけ論や、こんなにやういふ問答をやつてみたところで意味をなしません。が、少くとも一國の総理大臣が行動をせられる場合に、もっと明確な法律の解釈についてもかくのごときあいまいさを持たない、疑義を生ずる余地のない考え方を持っていただかなければ大へんであります。出て行く者は自衛隊の諸君であり、そしてまたそのこの結果、いろいろの障害が生じ、この被害を受ける者は日本国民であります。総理大臣一人ではありません。そういう点で、こういう点についてはそれではないのだと思ふというやうな不確

かなことなしに、もっと明確なことをやっていたらいい。こゝは単なる言葉のやりとりをしているところではありません。そこで、こういう出動を命ずることができるといふことは、すなわち戦うといふことです。戦うためにでなければ出動する必要がないわけですから、従って、あなたのおっしゃるように出動するといふことと戦うといふことをわけてしまつて、二段にわけ、出動はおそれのある場合も命ずる、けれども現実には戦う場合には武力侵略のあつたときだけだ、こういうふうな考え方は、働く人が、出て行く自衛隊の人がたまらないわけですから、この七十六条の防衛出動といふことは、すなわち武力侵略のあつた場合、そのおそれのある場合、こういう場合にはあなたが出動を命令して——国会の承認を得て命令してそれを防がせるということではなければならぬのです。ほかの条文を見ても、出動はさした、それから戦闘命令を出すという二段構えの建前には法律はなつていません。こういうことを無理に出動と戦闘と二段にわけ、あなたが二段の指揮をするといふような考え方をするのは三百理屈ですよ。この間の御答弁は、実は防衛出動の七十六条をちよつと失念したのだ、こういうふうには御答弁になるなら私はそれで承知します。あるいはまた国連憲章の五十一条は、現実には武力侵略を受けたときだけしか自衛権を行使できない、こういうふうには言っている。あなたは国連の精神を尊重するのだ、こうおっしゃるなら、それこそ私は了解します。あなたのお立場として了解いたします。しかし今のうちに、出動と戦闘とを二段にお

けて、二段に指揮できるような三百理屈は私はちよつとやうなずけないのです。もう少し明確に御答弁いただきたい。

○鳩山国務大臣 私は、こういうような条文は、戦闘行為をできるだけ避けるために制限的に解釈する方が安全だと考えております。

○森(三)委員 閣下……総理にお伺いします。あなたが大分制限的に解釈するといふやうな御趣旨はよくわかりますが、しかし私は、総理は防衛法に基きまして陸海空の自衛隊を指揮監督する重大な責任にあるわけですから、その方が、こうしたところの出動に關して根本的な理念といふものを明確にされなければ、国民は重大な危殆に瀕すると思つて、国民は重大な危殆に瀕すると思つて、武力攻撃のおそれのある場合を含むと明確に規定された場合に、それでは何のために出動させるのか。現実には日本の国土に對する侵略があるといふ想定のもとに、出動を命令する、その出動した部隊は、それでは侵略が日本の国土に急迫をしてきている、そうした場合には、何のためにあなたが出動命令をされたか、またされるであらうか、それを明確にお尋ねしたいのです。

○鳩山国務大臣 出動は戦闘の準備のため、侵略の準備のためです。侵略を防ぐため、準備のため、戦闘行為とはおのずから違ひます。(侵略の準備では困る)と呼ぶ者あり(防衛の準備のため……)。そういうふうには言葉じりをとらえないように……。

○森(三)委員 そうしますと、侵略を防ぐ準備とおっしゃる……。

○鳩山国務大臣 侵略の防衛のためです。

○森(二)委員 侵略の防衛のためとおっしゃる。そうしますと、その出動した部隊が、現実には海上なら海上を、相手国がだんだんと日本国土侵略の様相を現実に呈しておつた。ところがあなたが出動させたところの部隊は、つまり準備だけしておいて、そしてあくまでも準備の態勢であつて、現実には武力行使することができないのですか。

○鳩山国務大臣 相手が侵略してこなければ、戦闘行為はできないと考へます。

○森(三)委員 ならば「外部からの武力攻撃のおそれのある場合」といふことになる場合を指すのか。現実には仮定いたしますと、日本の国土に對して相手国が艦艇を出動してきておる。そういうような場合に、それならば日本の自衛隊があなたの命令によつて出動をした。そして現実に出動した場合に、そこに必ず衝突といふものが起るだらうと思ひます。あなたの理論からいふならば、あくまでも準備であつて、その場合において向うの相手国がそこでもって攻撃を開始したといふ場合においても、これに對してこちらがこれを阻止するために適当な応戦態勢とか、武力を行使することができないといふ理論にならざるを得ないと思ひます。総理は出動といふことに對して

は、やはりそこに武力行使といふものが前提になるのではないと思ひます。○鳩山国務大臣 相手国が侵略行為をなしたかなんかといふ事実の判定は別でありまして、相手国が侵略行為をしない場合に、戦闘行為に出るといふことは、私は不都合だと考へるのであります。

○森(三)委員 あなたの理論はいくらたつても現実の問題に解決を与えておられないと思ひます。相手国が武力攻撃のおそれをおそれる場合に對して出動する。そして現実にはそこでは衝突行為が起る場合があり得ると思ひます。そうした場合に、あなたの理論からいふならば、現実には海上その他日本の国土を離れた場所において、戦闘が開始される場合もあり得ると思ひます。あなたが、総理の御見解によるならば、現実には攻撃をされましても、あくまでも準備の態勢であつて、わが国の自衛隊としては、これを阻止することができないといふ理論が私は生れてくると思ひます。その点に對して御答弁を願ひたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 あなたの御質問のうちに現実には、侵略をしてきた場合に、これはおそれのある場合だといふわけにいきません。現実の侵略行為に出れば、これはもう武力行使をしたものでありますから、戦闘行為が起るののは当然であります。それはおそれのある場合といふ域を脱してあります。それですから、あなたの御質問自体においても、武力行使を現実にしておいて、それがまだ侵略行為でないといふことはいえないと思ひます。

○森(三)委員 そうしますと、先般総

理が私に對してお答えになりましたように、武力攻撃といふものは、すなわち日本の国土に對して現実に行われた場合でなければ、日本の自衛隊は武力行使ができないのだといふやうな答弁をされる、そこに大きな矛盾があると私は思ふのであります。この点はいかがですか。

○鳩山国務大臣 私は矛盾はないと思ひます。おそれがある場合に武力行使をしてもいいといふのであるならば、憲法違反の疑いがありますけれども、現実には侵略行為をしておいたときには、日本の自衛隊といふものは当然にそれをすると思ひます。

○森(三)委員 総理の先般のお答えは、現実には日本の国土に對して侵略が行われた場合に對して、武力行使ができるんだ、このように御答弁になったのですが、それではこの七十六条のカッコの但書が全然意味をなさないので、総理の御答弁をお聞きしたいのですが、この七十六条のカッコの但書の規定といふものが、総理によつて十分理解できない、かように思ふのであります。私は閣下質問ですから、飛鳥田さんの質問を續けていただくといひまして、この点は後日において私は明確に総理よりお伺ひしたいと思ひます。

○飛鳥田委員 今の問題の結論ですが、総理のお話を聞いておきますと、国連憲章の五十一条に、自衛権の行使は、現実には武力攻撃が加えられたときにかつてはならない、この規定である。この趣旨にのつとつて自衛隊法七十六条を解釈していく。そうすると単純なる自衛隊の出動は、武力攻撃

のおそれある場合でも命するけれども、現実には自衛権の行使としての武力行使は、おそれある場合だけでは許されない。従って現実には武力行使がある場合だけにしかやらない。こういうふうには総理のお話を伺っていると解釈できるのですが、それは確かに一つの考え方であらうと思います。だがしかし、そうした紙の上のいわゆる学説的な筋の通った考え方だけで、現実には自衛隊の方々が動けるものかどうか。これは一つ総理と増原次長あるいは長官にでも、最後に伺っておきたいと思えます。これで終わります。

○宮澤委員長 中村君、外務大臣に対する質疑はありませんか。

○中村(高)委員 よろしゅうございます。

○嶋山國務大臣 私は先刻申しした通りであります。防衛出動の命令はあなたのおっしゃる通りに明文があつて、おそれのある場合においても防衛出動の命令はできますが、ほんとうの戦闘行為というものは、武力行使をするという行為は、侵略を受けた場合に限る方がよろしいと思つております。

○小金委員 飛鳥田君の質問は、それで防衛隊を動かせるか、長官か次長の

意見を求められておるのです。総理大臣のことはさっきからその通り言っておられる。それを解決しなければ……。

○杉原国務大臣 防衛出動を命じ得る場合という要件は、七十六条に厳密に規定してあるわけでございます。それは現実の武力攻撃、つまり武力攻撃行為が既遂に終ってしまつたという場合、さらにカクコの中にあります、外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む。」というのは、非常に厳密に、

ほとんど武力攻撃行為が既遂に近い、きわめて近い状態を指しておるもののだと思います。しかもなおその場合に、わが国を防衛するため必要ありと認定する場合、この要件も加わっておりまゝです。そういう場合つまり自衛隊が出動する。いわゆる防衛出動を命ずることがができる。それは防衛出動というのが、自衛隊が武力行使を法的にし得る状態に置くということだと思ひます。そうして現実この武力を行使するといふその行為そのものは、そのおそれある場合でなくして、自衛権の本質から見まして、向うから攻撃のあつた場合だと、こう解釈いたします。

それから国連憲章第五十一条のお話
がございましたが、私は、国連憲章第

五十一條の趣旨は、あそこに武力攻撃に際しとありますが、その際しというのは、やはりきわめて限られたる意味における、この自衛隊法にあります外部から武力攻撃のおそれのある場合を含むということ、趣旨においては同様だと私は解釈しております。

○飛鳥田委員　御注文ですが、その国連憲章第五十一条の御解釈について、

單なる御解釈でなしに、國連憲章五十一條がでさりますまでに、どのような議論が行われたかということをお調べの上でそういう御解釈を発表していただきたいと思ひます。その討論の中で、アメリカのヴァンデンバーグ將軍などは、おそれある場合を入れるければならぬということを極力強調した。ところが現実的に侵害がなければやってはいかぬということに、採決の結果なっているのです。ですからそういう自由なあなたの勝手な御解釈でなしに、そういう資料も御検討の

上での御解釈をいつも述べていただき
たいと思います。御注文ですから、答
弁はいりません。

○中村(高)委員 たいだいま議論をされましたような、いわゆる防衛のために自衛隊を出動させることについて、その可否を今度は国会議に諮問をするものということになるのでありますから、先般自衛の程度というような問題について、江崎君の質問等に関連をいたしまして、政府のいわゆる解釈の統一をされたようなものが先日どの委員会でも発表されたのでありますけれども、まだ

その点についてわれわれには理解のできない点がありますので、重ねてお尋

ねをいたしておきます。一体自衛のた
めとは、どういう程度までその必要上
戦力を持てるのかということとを、先般
政府の解釈が示されたのでありますけ
れども、われわれになお不明確であり
ます点は、先日の政府の答弁による
と、侵略に対抗し得る最小限度の自衛
力を持つことができるというのであり
ますが、侵略に対抗し得るというので

ありますから、相手があつて、相手の力に依じて、對抗する力もこちらはふ

やすこともできるように解釈ができるのであります。もっと具体的に言いま
するならば、相手が有力な兵器を持つ
てくる場合の対抗力と、相手が大した

力を持てない場合のこちらの自衛というようなのは違ってくると思うのであります。そうすると相手が有力になれば、それに応じてこちらも自衛力はどんどん増強していき得るのだという解釈のようにもとれるのであります。たとえば相手の侵略でありまして、鳩山総理大臣のような人が侵略してきた場合には、これは何らの力を要

せずつて防衛することができますけれども、もしこれが拳闘の選手やレスリングの選手なんかからやられたので、は、なかなか防衛ができないということになってくるのでありますけれども、政府の解釈する、侵略に対抗し得る最小限度の自衛力ということになりますと、相手の力によって変化があり得るものだということが前提だと思ふのでありますけれども、そういう意味の御解釈でありますかどうか、はっきりしておいていただきたいと思います。

○鳩山國務大臣 この間、江崎君に答弁いたしました通り、自衛のための必

要にして最小の限度ということを申しましたが、私の考えでは、このごろの戦争は、なかなか独力をもってしては防衛することはできないと思います。集団安全保障あるいは安保条約、とにかく集団の力をもってせうば防衛はできないのであります。それでですから、自衛力といいますが、すべて攻撃に対して独力をもって自衛するに足

る力を持ち得るということとはとても日本
の力ではできません。それですか

ら、集團の力の援助を受けるまでの、ある期間内において日本を防衛する必要にして最小なる限度というように考えなければならぬと考えます。

○中村(高)委員　そうすると、ただいまの御答弁によりますと、集団の力で日本のようなこういう無力な国家においては、他国の集団の防衛の力によって防衛するのだ、ただそれまでの間集団力の発動といいますか、そういうまでの間食いといめるという程度のものであればいいのだ、こういうふうな意味に今御答弁でありますけれども、今ま

での政府の答弁によりましては、日本自身が防衛力をだんだん増強して行くのだ、そうしてやがてはアメリカに帰ってもらうんだということが、日本の防衛の漸増方針だということが従来ずっと吉田内閣以来説明をされてきたことでありまして、今総理大臣の言うように、ずっと集団の力で日本は防衛していくのだということになると、アメリカとの間の安保条約その他のアメリカの援助による防衛というものは、ほとんど永久的にその力にたよらなければ、日本の防衛はできないのだとい

うような意味にもとれるのであります。今までの方針からいくと、漸増方

針であって、日本自身が自衛の力を持つようになるのだ、だから漸進していくのだ、そうしてそのうちにアメリカカクへの、帰ってもらうのだということとはちよつと違うように思われる。総理大臣の今の集団安全の防衛方針のお考えからいくと、今までのとは違うように見えますけれども、その点はいかがでありますか。

○嶋山国務大臣　ただいま私が申しま
した集団の力によってという意味は、

アメリカも含んでおりますが、大体において国際連合に入りまして、国際連合の集団安全保障の力ということをしたのであります。

○中村(高)委員　今の話だとすると、国連の集団保障だということになると、これは現実には現在の日本の防衛を集団保障的な防衛でいくのだというのとはたいへん違うのであります。国連のいわゆる集団の安全保障による国連の軍隊というようなものは現在まだあるわけではなく、将来は国連の警察軍というようなものが出てきて、もしどこかの

国が侵略をするならば、国連の警察軍によってこれを防衛する、こういう集團の保障形式については私たちがわかるのでありまして、これは理想的な防衛の方針だと思ふのでありますが、現在日本がアメリカとの間にやっております防衛方針は、その國連の集團保障とはよほど違つておるのであります、私のお尋ねいたしてありますのは、順次自衛隊を増強していつてアメリカに帰つてもらうという今までの方針ですつとやつてきた、これを今度の鳩山内閣では、漸増だけは従来と同じに漸増をいたしまして、今度も自衛隊の増強が行われるのでありますが、それはやがてはアメリカの軍隊を帰すという、そういう従来の方針と同じなのかどうかということをお尋ねしておるのであります。

○鳩山内閣大臣 現在はアメリカとの安全保障条約により、また行政協定によつて日本が防衛せられてゐるということは現実の事実でございます。それが将来はだんだんと日本の自衛力がふえてきて、アメリカとの安全保障条約にのみたよるといふことが必要でなくなるようになれば非常にけっこうだと思つております。

○中村(高)委員 よく聞えないのか、意味がよくわからないのであります、アメリカに帰つてもらうといふことを最終的にはお考えになっておるやうでもあるし、どうも日本の力だけでは防衛できないから、アメリカとの地域的な集團保障によつてやつていこうというのだといふふうにも聞えるのであります、一体自衛隊の増強の最終目的といふものは、日本の自衛隊だけで日本の防衛をやるやうなのか、それとも引き続いてアメリカにはいてもらうんだ、日本の自衛隊を増強してみたくところが、完全な防衛などはとてもできないんだから、アメリカにもいてもらう、最終目的はこのどちらなのかをお尋ねいたしておるのであります。

○鳩山内閣大臣 最終目的は世界の情勢がそういうふうな防衛を必要としないうというふうな事態になることを非常に望んでおりますが、もしもそういうふうな世界の情勢がない場合におきましては、日本の独力をもちつて防衛をやるということとは非常に困難なことだと思ひます。

○中村(高)委員 結局はつきりいたさないのではありませんか、確かに日本だけの力で防衛をするといふことの困難なことはわかるのでありますけれども、日本が独立国であります以上は、いつまでも外国の軍隊に守つてもらうといふやうな形が正しい形ではないかと思ふことは、総理大臣も御認識だと思ふのであります。外国の軍隊が独立の国家の中におつて、幾ら自分の力が足りないからといつて、外国の軍隊を独立の国家の中につまでも駐留させることが不本意であるといふことについては、総理大臣もお考えにならなはいはなさいと思ふのであります、たとへば最近飛行場の拡張などが非常に各地に行つてつあるものであります。こういう現実を見ますと、日本の国民が期待をいたしまして、その簡単に引き揚げていくとはわれわれにも考えられないのでありますけれども、総理大臣自身もいたしましては、日本の力で防衛できないとすれば、アメリカの駐留軍が独立国日本に長くどまることもやむを得ないといふふう

にお考えになれるのか、もう一つ念を押しておきたいと存じます。

○鳩山内閣大臣 日本の防衛力が不足してゐる場合は、アメリカの駐留軍はやむを得ないことだと考えます。

○中村(高)委員 そうしますと、先般の政府の自衛に對する解釈からいたしまして、侵略に對抗し得る最少限度の自衛力を持つことができるといふのは持てないのだという最小限度という解釈論からいたしまして、最小限度の自衛力によつて日本は防衛できないのだから、アメリカの援助を受けることもやむを得ないといふふうにおかれればは解釈できるのではありませんか。おそれる総理大臣もそういうふうにお考えになつておると思ふのであります、この機会に国防會議といふやうなものを設置することになつて参りますと、将来日本の自衛隊の出動などについていろいろ問題が起きてくることも想像できるのであります。この際もう一つ総理大臣に承つておきたいと思ひます。

これは、先般も江崎君から総理大臣に質問がありましたが、憲法改正に関する問題について、近く憲法改正のための調査会の設置法といふやうなものを提出しになる方針であると聞いておるのであります。鳩山総理大臣は大東亜戦争最中においても、どちらかと言いますならば、自由主義者として、必ずしも戦争の拡大に協力したとは私は思つておらないのであります、あの戦争当時においては、むしろあなたは自由主義者といつて、軍から好意を持たれなかつたことも事実であります。表面戦わなかつたといつたしまして、も、あなたが消極的に戦争に對する抵抗

大方針に反對しておつたことも私たちは知つておるのであります、その後憲法の解釈についても、憲法を改正しなければ軍備を持つことはいけないのだという当初のあなたの解釈が最近變つてきたのであります、むしろ私は鳩山総理が当初考へておつた、憲法を改正しなければ怪しげな軍隊などは持つてはいけないのだといふあなたの解釈の方が、私は正しかつたと思ふのであります。むしろ私は、あなたが大東亜戦争以來とつて参りましたその態度から考えますならば、従来とおつたあなたの憲法解釈論の方が、私は正しかつたと思ひ、今でもあなたはそれが間違つておつたとは思へない、それが間違つておつたと思へない、むしろあなたが、私たちは政治家鳩山氏として敬意を表するに足ると思つておるのであります、このごろになつてこのあなたの尊敬に値する態度が變つてきたのであります。いやおれは學者じゃなくて政治家だ、おれはさういふ意味がもしもありませんけれども、客觀的情勢が變つてきたから解釈を變へたと言ふのであります、これはまことにあなたのために残念だと思ひます。その客觀的情勢の變化といふのはどういふところにあるのか、ぜひ一つこの機会にもう一度お尋ねしておきたいのであります。たとえば、この憲法ができた当時のアメリカの解釈と、最近におけるアメリカの解釈とが變つてきて、あれはど日本では軍隊を持つてはならないといふ憲法を作らせることに大きな指示を与へたアメリカが、最近では軍隊を持つことは一向差しつかえない、ニクソン副大統領のごときは、朝鮮でさえ軍隊を持つてゐるのに、まだ

まごまごしてゐるのかといふやうな、驚くべき解釈の變化をいたしておるのであります、鳩山氏としてはこういうことが一つの動機になつたのか、それともみづから内閣を作つて、その首班として政治をおとりになつて、いつまでもそういうふうな憲法を正式に解釈しておつたのでは、實際政治にぶつかつてどうにもならないので、やむを得ずこういう解釈論をするに至つたといふのか、私は総理大臣の心境を伺つて、そうして鳩山内閣の防衛方針の根本の觀念をお尋ねしておきたいと思ふのであります。

○鳩山内閣大臣 憲法第九條が制定せられます当時の事情によりまして考えますと、アメリカは自衛のために軍隊を持つてはいけないといふやうな考え方であつたことは、諸君の御承知の通りであります。それでそれから、憲法自身が作られるときには、九條によつては自衛のために軍隊を持つてはいけないといふ意味において、あの九條が制定されたのであります。しかるにその後自衛隊法ができてまして、自衛のためならば兵力を持つてもいいといふやうなことになるのであります。これはやはり……(どうしてなつた)と呼ぶ者あり、いやあなたの言つた通りにアメリカも變りました、日本の國民の考え方でも變つたのであります。自衛のためならば兵力を持つてもいいといふことは、独立国である以上はさういふことも言えるのです。ほんとうの獨立国でなかつた當時はさういふことが言えなかつた。ところが日本が名実ともに獨立国になつたときに、初めて自衛のためならば軍隊を持つてもいいといふことが主張でき

五

るようになった。アメリカの占領軍のいた当時においては、その主張はできなかつたのです。その主張ができて、国会において自衛のためならば軍隊を持つてもいいという趣旨のもとに自衛隊法ができた今日は、私の憲法に対する解釈が変るのも、私は許さるべきことと考えます。

○中村(高)委員 どうもちょっとおかしいのでありますが、そうすると、独立前と独立後は憲法の解釈が違っていいというように、その主張ができて、断じてないといわれれば思つておるのではありません。独立のいかんによつて憲法の解釈が変るといふような、条約で定められたからして日本の国の憲法の解釈が変つてくるというようなことは、あり得ないと思つております。それは何か総理大臣の勘違いであつて、むしろそういう理屈の上では通らないのだけれども、現実の問題としてそうするよりほかに仕方がないのだと、そういうことをおっしゃるならば、われわれは現実の問題についてはわかるのですから……。けれども解釈を無理にゆがめて、独立前と独立後とは解釈が違つてもいいというようなことは、私は許されたいことだと思つてますから、もう一度お尋ねいたします。

○吉田内閣時代独立して以来。あなたは吉田内閣を攻撃していらした。そのことをはっきりしてもらいたい。「答弁、答弁」と呼び、その他発言する者あり」

○鳩山国務大臣 私は、私の言つたこ

とが正しいと考へております。「わからないよ」正しくないよ」と呼ぶ者あり」

○小金委員 関連して。今中村委員の質問に対する総理大臣の答へと、わが党の江崎眞澄君の先般の質問に対する答へとが、少し食い違つてゐるやうな気が私はするのです。というの

は、この前この問題について質問があつたときに、総理大臣は憲法の解釈上自衛隊を持つというところは、憲法を改正してやる方が正しいと思つたけれども、しかし憲法の解釈上も自衛力ならば持つてゐるということが現憲法制定当時から論議されておつたから、自分は総理大臣になつてみて、かつては憲法を改正しなければ自衛力も持たない方が正しいと思つたけれども、総理大臣になつてみてそういう解釈をとるといふに私は承知した。ところが今伺つてゐると、アメリカの方面でもそういう解釈に變つたから、そしてまた日本

なにおに中村さんの御意見に従つて、率直に前の解釈をとられた方がいふやうに思ふのですが、その点どうですか。

○鳩山国務大臣 そういう解釈ができれば余地はもとよりあるものであります。それで今から現在の憲法においても、自衛力を持つてもよろしいといふことを主張してゐるのであります。

○中村(高)委員 それじゃ私も今までと變りがないのであつて、世の中の情勢が變つたとか、アメリカが變つてきたから變つたのではなくて、あなた自身としては自衛のためであるならば軍隊を持つてもよろしいのだと終始一貫してゐるならば、世間がどう變つていふやうなことは関係ありません。自分の解釈は現在の憲法の解釈論からいいて、自衛のためならば軍隊は堂々と持つて差しつかえないのだ、これであつたが貫かれるならば、私もそれは解釈論でありますからまた別の問題であります。いろいろ世の中が變つたために憲法の解釈が變つたのはまことにたよりない。たとえばはかの内閣が出てきて、そのうちに今度はアメリカの解釈がまた一転してきて、これはどうも日本に持たせたい方がいひだ、今まで持たしたことが誤りだといふアメリカの大統領が出てきて、そうして今度は持たせなないのだといふことになる、また客観的情勢の變化になつて、あつて日本は今度は持つてはならぬといふことになつたら、全部自衛隊も解散しなければならぬといふやうな、そういうことでは全くこれは日本の憲法の解釈ももちろんでありますけれども、そんな独立国といふものはないといわれれば考へるものでありますから、もう一度そんなあいまいでな

く、総理大臣としての堂々たる、きぜんとした態度を發表して記録の上に残しておいていただきたいと思ふのであります。

○鳩山国務大臣 私は、独立国は自衛のためならば軍隊を持つてもいいといふことは終始一貫考へております。

○中村(高)委員 そうしますと、今鳩山総理大臣は、野にあるときに、自衛隊といふやうなものは、憲法を改正しないで持つというのことに對して、やみの軍隊のやうなことを言つてあなたは攻撃しておられたのでありますけれども、今までの憲法を改正しなければだめなんだといふやうなことは、その方が間違ひだつたといふやうなことにも相なつてくると思ふのであります。これはどうもこれ以上あなたに答へを求めてもできないことかもしれませんけれども、どうか一つ憲法の解釈といふやうなものに對しては、少くとも総理大臣は徹として變えない態度をとつてもらふなければ、國民としては、日本の法律の基本法律でありますもの、総理大臣が情勢の變化によつて解釈をいろいろに變更されるやうなことでは、まことに憂慮すべき事だと思ひますので、どうか一つ一べんきめられたならば、態度を二、三にせられぬやうに私たちはお願いをしたのであります。

調査会の設置法が提出せられる準備になつておりますか、お尋ねいたします。

○鳩山国務大臣 ただいま提出についての手續につきまして検討中でございます。

○中村(高)委員 国防會議法の点につきましては今後も詳細な点について質問が継続せられるのでありますので、こまかい点については必ずしも総理大臣をわざわざわさなくてもいいと思ひますけれども、重要な点を二つばかりお尋ねをいたしておきたいのであります。それは、国防會議を持つというところが自衛隊法の中に記載せられておりますから、法案を提出せられることそれ自体に無理はないかもしれませんけれども、国防會議を持つというところについては、先般も当委員会が質問があつたのであります。今後自衛隊の出動といふやうな問題に對して行き過ぎがあつてはならないからこつて諸間の機關を作つて、できるだけ慎重に自衛隊の出動といふやうな問題に對してもあやまちなからしめるとか、あるいは防衛計画あるいは国防の基本方針といふやうな問題に對して練達地能な人々に意見を聞くといふのであります。これは今までの御答へによつてわかるのであります。たとえばアメリカであるとかあるいはイギリスなどの国防會議、国防委員會といふやうなものを設けますと、いずれもそれは専門の軍人が入りまして、それによつて文官的知識を与えるといふやうなことが、相

どに行き過ぎのないようにというよう
な御答弁でありましたが、その点につ
いてはどういうこととあります。専
門的な知識を受けたということも国
防会議の趣旨であるか、それとも行
過ぎを防ぐのだというのが国防会議を
設置する趣旨なのですか、お尋
ねをいたしておきたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 国防会議の設置の目
的は、昔のような軍閥がでないよう
にするため、政治力が支配的になるよ
うなことを目的としたものと考えてお
ります。

○中村(高)委員 国防会議というもの
は、いわゆる昔のような軍閥ができた
り、あるいは行き過ぎをさせないとい
うためだとしてますならば、まことに
けつこうであります。しかし総理大臣
の考へてゐるのと現実は違つてきてお
るのであります。たとえば憲法を改正す
ることは改正すると言ふ、憲法を改正す
るということは今持っている自衛隊と
いうようなものは憲法に疑問があるか
ら、もっと増強する意味において憲法
を改正するんだということがあなたの
憲法改正の趣旨だと思ふのです。こん
な解釈のあいまいな中に日陰のよう
な形で軍隊を作るといふことはよろし
くない、持つならば堂々と持たせるんだ
ということが憲法改正の趣旨だと思
ふ。そうすると、これは鳩山総理大臣
が考へてゐるのは違つた形に世の中
が進んでいきますが、よく私は御考慮
を願ふなければならぬと思ひます。憲
法を改正して、それならば正式に軍隊
を堂々と持つていいという世の中が
出てきたらあなたはどうか考へにな
りますか。少年自衛隊員が出てくる、
陸海軍の大学もできる、職業軍人が出

てくる、これがだんだん大きくなつて
いけば、やがて軍閥が出ないんだが
保証できますか。(その通り)国防会
議が出てくる、やがて憲法を改正され
て正式の軍隊が出るということになれ
ば、また私は昔のように帷幄上奏とい
うようなことまでも出てきて、軍隊を
動かすのにどうも一々総理大臣や何か
が文句を言つたのでは困るというよう
な形になつてきて、だんだんそういう
傾向になる、憲法改正して正式の軍隊
を持つということになれば、そういう
気運は現われてくると思ふ。あなたが
国防会議を作るといふことについてで
きるだけそういう行き過ぎをさせない
趣旨だとするならば、むしろ憲法は改
正しないで今の方がいいのです。あな
たは答弁をするについても最小限度の
自衛力でないと言つてきわめて遠慮
されたような言葉を使つてゐる。私
は自衛のためならば軍隊を持てるのだ
と堂々と言ふかと思つたら、最小限度
だとか何とかいふことを言つて非常
に遠慮しておられる。これがいいので
す。その遠慮が国を安んずると思ひ
うけれども、堂々と憲法など改正して
いったならば、もう一回り回つてきて
元になるといふ危険をあなたは考へ
にならないかどうか。あなた自身長い
間苦勞して、軍閥にいじめられて、自
分でも軽井沢に蟄居して戦争を避け
られたあの長い間の苦勞をお考へにな
つて、うっかり憲法改正などして再び悔
いを残すようなことのないように、あ
なたは日本の将来のために、あなたの
余命幾ばくもない将来を、日本の将来
を安んずるために、さすがは鳩山
総理大臣だった、日本のために全く
輝ける総理大臣だったという歴史を残

していただきたいと思ふのであります
が、御所見を伺ひます。

○鳩山国務大臣 私は日本に軍閥が生
じて、あれほどひどいあやまちをした
のでありますから、再びそういうこと
は繰り返さないものと考へておりま
す。

○中村(高)委員 まことに善意に解釈
しておられるのかあるいは甘いと言
うていいのかわりませんけれども、ど
うか一つしっかりしていただきたいと思
ふのであります。

もう一つだけおしやうにいたしま
すが、国防会議の議員の数の中に民間
人五人以内を置くということになつて
おるのであります。そうすると、大臣
が五名で民間人が五名以内ということ
で大体バランスをとつてゐるようによ
うに見えるのであります。総理大臣は会
議の主宰者でありますけれども、この
「五人以内」ときめたことは何かよほ
ど意味があるのだらうと思ふのであり
ます。五人と五人とで話がつかなか
つたときには総理大臣がそれを統裁す
ることができると、それとも「五人以
内」の以内というところがなかなか意
味深長であつて、五人一ぱいは置かな
いのだ、いつでも四人にしておけば五
対四で内閣の方が勝つてゐるのだとい
う意味なのか、その辺のところの運
営について総理大臣は何かお考へにな
つてゐるか、考へておられなければ、防
衛庁長官にでもお答えしてもらつてけ
うであります。

○杉原国務大臣 お答え申し上げま
す。国務大臣以外の民間議員といいま
すか、これを構成員の中に加えるかど
うか、また加える場合にその数をどう
するかということとは非常な問題であ
ります。昨年のいわゆる三党折衝の際
にも非常にこれは問題になつたことで
あります。私も実はその点は案を考
へます際にも、非常に苦心したところ
でございます。ただ昨年のいわゆる三
党折衝の結果できておりました案が、今
度の法案の大体骨子になつておる次第
でございますが、今のいわゆる各党の
間に御意見もあつたようでございま
すけれども、話し合ひの結果といたしま
して、いわゆる民間議員若干名というこ
とになつておつたと承知しております。
その際もたしか自由党の御意見として
は、その内閣が存続する間とか、さら
に制限されたいお氣持があつたように
承知しております。そういう点も実は
私非常に傾聴しなくちゃならぬ点だ
うと考へたのであります。今回は大
体他の国務大臣の構成メンバーとつ
り合ひのとれる最大限のところを標準
をとつてやつた次第でございます。

○田原委員 今の民間人を五名以内
という点ですが、任期は三年というふ
うになつております。そうしますと、か
つに五人以内の民間人を決定して、三
年の任期の途中で内閣がかわつた場
合、しこうして当然に国防方針も変
つた場合、これは辞職することになつ
ておりますか。かまわず三年おるとい
うことになつておりますか。

○杉原国務大臣 この法案の趣旨とい
はしましては、三年の任期でございま
すから、その間に内閣がかわりまし
ても、民間人の任期は三年継続するわ
けでございいます。

○田原委員 その場合民間人の意見と
閣僚から出ている国防会議の議員と
の意見が対立した場合はどうなりま
すか。

○杉原国務大臣 いろいろの意見が
あつてしかるべきものだと思ひます。
そうして最後に、いろいろの意見を交
換した結果とまりがつかぬ場合は、
その議事の規則等については議長が
国防会議に諮つてきめるといふことに
なつておりますし、その意見の違つた
ときどうするかというところは、その議
事によつてきまるわけでございますか
ら、今ここであらかじめその運営の方
法についてどうときめてかかることは
できませんけれども、しかしこの国防
会議の性質からいまして、できる
だけおのづから一つの結論に到達する
というふうな議事の運営の仕方が望ま
しいのではなからうか、またそれでも
どうしても意見が違ひ、多数意見、少
数意見、こつこつに分れました場
合には、そのまま多数意見は多数意
見、少数意見は少数意見として答申を
するといふことが適當ではなからうか
と存じます。

○田原委員 そうすると、かりに現在
の内閣は相手国というものをSならS
とときめた、民間人もSならSととき
め、ところが内閣が變つて閣僚はAな
らAという国を相手国として考へる、
ところが民間人はいつまでも今まで通
りSというものを相手国としての専門
家が集まつてゐるといふことになる
と、意見が分れます。そうすると内閣
は民間人の意見は聞くという程度です
から、議長が閣僚の意見をとるとい
ふことになれば、これは経済閣僚懇談
会と同じように、国防閣僚懇談会とい
うのであります。民間人を入れること
は責任を分担するといふよりもかえつて逆

より死亡した者の遺族を除く。」を加える。

附則第三十五條の二の次に次の一条を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給与の特例)

第三十五條の三 公務員(公務員に準ずる者を含む。以下本条において同じ。)の死亡につき戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第

号)附則第十項の規定により弔慰金を受ける者がある場合においては、当該公務員が普通恩給に付いての最短期間年限に達しているときは、昭和二十八年四月分以降その公務員の遺族が受ける扶助料の

附則別表第一

階級	仮定俸給年額
大將	七二六、〇〇〇円
中将	五七三、六〇〇円
少將	四三〇、八〇〇円
大佐	三六七、二〇〇円
中佐	三四〇、八〇〇円
少佐	二六八、八〇〇円
大尉	二一三、六〇〇円
中尉	一六〇、八〇〇円
少尉	一三八、六〇〇円
准士官	一一八、二〇〇円
曹長又は上等兵曹	九七、八〇〇円
軍曹又は一等兵曹	九一、八〇〇円
伍長又は二等兵曹	八八、八〇〇円
兵	七九、八〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

年額を恩給法第七十五條第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相当する年額に改定するものとし、当該公務員が普通恩給に付いての最短期間年限に達していないときは、当該公務員が普通恩給に付いての最短期間年限に達しているものとみなし、その公務員の遺族に対し、昭和二十八年四月から恩給法第七十五條第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相当する金額の扶助料を給するものとする。

2. 附則第二十三條第四項の規定は、前項の場合に準用する。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第二中

六〇、六〇〇円をこえ七三、二〇〇円以下のもの

六〇、六〇〇円のもの

七九、八〇〇円をこえ九七、八〇〇円以下のもの

七九、八〇〇円のもの

附則別表第三(イ)中

二四四、八〇〇円ヲ超ユルモノ
一四六、四〇〇円ヲ超ユルモノ
一四六、四〇〇円ヲ超ユルモノ
八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ
七三、二〇〇円ヲ超ユルモノ
六〇、六〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ
六〇、六〇〇円ヲ超ユルモノ

を

三六七、二〇〇円ヲ超ユルモノ
二一三、六〇〇円ヲ超ユルモノ
一八、二〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ
九七、八〇〇円ヲ超ユルモノ
七九、八〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ
七九、八〇〇円ヲ超ユルモノ

に、

同表(ロ)中

八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ
七三、二〇〇円ヲ超ユルモノ
六〇、六〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ
六〇、六〇〇円ヲ超ユルモノ

を

一一八、二〇〇円ヲ超ユルモノ
九七、八〇〇円ヲ超ユルモノ
七九、八〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ
七九、八〇〇円ヲ超ユルモノ

に、

同表(ハ)中

二九二、八〇〇円以上ノモノ
二五四、四〇〇円ヲ超ユルモノ
二九二、八〇〇円ヲ超ユルモノ
額トノ差額九、六〇〇円
一七四、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ
一六八、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ
一八〇、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
額トノ差額六、〇〇〇円
八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ
八五、二〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ
七三、二〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ
八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ
額トノ差額一、四〇〇円
七〇、八〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ
六八、四〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ
六六、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ

を

四三〇、八〇〇円以上ノモノ
三六七、二〇〇円ヲ超ユルモノ
四三〇、八〇〇円ヲ超ユルモノ
額トノ差額一五、六〇〇円
二五九、二〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ
二四九、六〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ
二六八、八〇〇円ヲ超ユルモノ
額トノ差額九、六〇〇円
一八、二〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ
一四、六〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ
九七、八〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ
一八、二〇〇円ヲ超ユルモノ
額トノ差額三、〇〇〇円
九四、八〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ
九一、八〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ
八八、八〇〇円ヲ超ユルモノ
以下ノモノ

に改める。

六〇、六〇〇円ヲ超エ六六、〇〇〇円以下ノモノ	七九、八〇〇円ヲ超エ八八、八〇〇円以下ノモノ
トノ差額一、八〇〇円	トノ差額三、〇〇〇円
六〇、六〇〇円ノモノ	七九、八〇〇円ノモノ

附則別表第四を次のように改める。
附則別表第五

傷病の程度	退職當時の俸給年額	退職當時の俸給年額	退職當時の俸給年額	退職當時の俸給年額
第七項症	一四、四〇〇円	一三、八〇〇円	一三、二〇〇円	一三、〇〇〇円
傷病の程度	三、八二、八〇〇円をこえるもの	二、一三、六〇〇円をこえるもの	一、一八、二〇〇円をこえるもの	九七、八〇〇円をこえるもの
傷病の程度	八二、八〇〇円以下のも	一〇、三六〇円以下のも	八二、八〇〇円以下のも	七九、八〇〇円以下のも

附則別表第五を次のように改める。
附則別表第四

傷病の程度	退職當時の俸給年額	退職當時の俸給年額	退職當時の俸給年額	退職當時の俸給年額
第一款症	一五、四〇〇円	一五、一〇〇円	一四、七〇〇円	一四、〇〇〇円
第二款症	一三、二〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、六〇〇円	一二、〇〇〇円
第三款症	一一、〇〇〇円	一〇、八〇〇円	一〇、五〇〇円	一〇、〇〇〇円
第四款症	九、九〇〇円	九、七〇〇円	九、五〇〇円	九、〇〇〇円
傷病の程度	一一、八、二〇〇円をこえるもの	九七、八〇〇円をこえるもの	七九、八〇〇円をこえるもの	七九、八〇〇円以下のも

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の八に相当する金額とする。

附則
(施行期日)

- この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。ただし、附則第十三項及び第十四項の規定は、公布の日から施行し、附則第十一項及び第十二項の規定は、昭和二十九年七月一日から適用する。
- (改正後の附則第三十五條の二第一項の規定の適用)
- 改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」)

という。附則第三十五條の二第一項の規定のうちこの法律により改正された部分は、昭和十六年十二月八日以後負傷し、又は疾病にかかり、死亡した者の遺族について、適用する。

(改正後の規定による年金たる恩給の給与)

3 改正後の法律第五十五号附則第二十四條の二、第二十四條の三又は第二十九條の二の規定により年金たる恩給を受ける権利を取得した者の当該恩給及び改正後の同

法附則第十條第一項第二号イに掲げる者で改正後の同法附則第三十五條の二第一項の規定により改正後の同法附則第十條第一項第二号イに掲げる者に該当するものとみなされるものに給する扶助料の給与は、昭和三十年十月一から始めるものとする。

(一時恩給又は一時扶助料を受けたる者が普通恩給又は扶助料を受ける場合の控除)

4 改正前の法律第五十五号附則の規定により一時恩給又は一時扶

- 扶助料を受けた者が改正後の同法附則第二十四條の二又は第二十四條の三の規定により普通恩給又は扶助料を給せられることとなる場合及び改正後の同法附則第二十九條の二又は第三十五條の三の規定により普通恩給又は扶助料を給せられることとなる場合においては、当該普通恩給又は扶助料の年額は、当該一時恩給又は一時扶助料の金額の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、当該一時恩給又は一時扶助料を国庫又は都道府県に返還した場合は、この限りでない。
- (一時恩給又は一時扶助料を受けたる者が一時恩給又は一時扶助料を受ける場合の控除)
- 改正前の法律第五十五号附則の規定により一時恩給又は一時扶助料を受けた者が改正後の同法附則第二十四條の三の規定により一時恩給又は一時扶助料を給せられることとなる場合においては、同條の規定により給すべき一時恩給又は一時扶助料の金額は、その金額からすでに受けた当該一時恩給又は一時扶助料の金額を控除したものとす。
- (戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受ける者がある場合の扶助料の年額)
- 改正後の法律第五十五号附則第三十五條の三の規定により扶助料の年額を改定し、又は扶助料を給する場合において、旧軍人又は旧準軍人の遺族に給する当該扶助料の年額は、昭和二十八年四月分から昭和三十年九月分までは、改

- 正前の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額を基礎として計算して得た年額とする。
- (旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族の恩給の金額の特例)
- 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料の昭和三十一年六月分までの年額及び同年六月三十日まで給する事由の生じた一時恩給又は一時扶助料の金額を計算する場合においては、改正前の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額に、改正後の同表の仮定俸給年額と改正前の同表の仮定俸給年額との差額の十分の五に相当する金額を加えた金額をもつて旧軍人又は旧準軍人の仮定俸給年額とする。ただし、改正後の法律第五十五号附則第二十七條の規定に基づき改正後の同法附則別表第三により退職當時の俸給年額を讀み替える場合には、この限りでない。
- (この法律の施行前に給する事由の生じた旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族の恩給の金額)
- この法律の施行前に給する事由の生じた旧軍人又はその遺族の一時恩給又は一時扶助料の金額については、なお従前の例による。
- この法律の施行前に給する事由の生じた旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族の普通恩給又は扶助料については、その年額を、昭和三十年十月分から昭和三十一年六月分までは附則第七項の規定により計算した得た年額に、

昭和三十一年七月分からは改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額を基礎として計算して得た年額に、それぞれ改定する。

10 前項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(警察職員に関する恩給の特例)

11 次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に掲げる場合に該当したときは、これらの者が警察法(昭和二十九年法律第百六十二号。以下「新法」という。)の施行の日から起算して政令で定める期間内に退職した場合に限り、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第五十二条第一項の規定の適用については、これらの者は、同法第十九条に規定する公務員(以下「公務員」という。)として退職し、その退職の当日他の公務員に就職したものとみなす。

一 新法の施行の際改正前の警察法(昭和二十二年法律第百九十六号。以下「旧法」という。)附則第七条(旧法第五十三条において特別区の存する区域における自治体警察の職員に準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用を受けていた者 引き続き公務員たる警察職員又は新法第七十七条第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合

二 新法の施行の際旧法附則第七条の規定の適用を受けていた者 引き続き新法附則第二十八項に規定する市警察の新法第七十七条第一項各号に掲げる職員

となり、更に当該市警察が廃止される際引き続き公務員たる警察職員又は当該市を包括する府県の府県警察の新法第七十七条第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合

三 新法第七十七条第一項各号に掲げる地方警察職員 引き続き公務員たる警察職員となつた場合

12 旧法の施行の際警視庁又は道府県警察部に勤務する吏員で都道府県の退職料に関する条例の規定の適用を受けるものが、引き続き自治体警察の新法附則第二十四項各号に掲げる職員となり、その際の条例の規定による退職給付を受けず、更に引き続き公務員たる警察職員又は新法第七十七条第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合には、新法附則第二十四項の規定の適用については、同項中「その者が自治体警察の職員として引き続き在職した期間」とあるのは、「その者が警視庁又は道府県警察部に勤務する吏員として引き続き在職した期間及び自治体警察の職員として引き続き在職した期間」と読み替へるものとする。

(定員法の改正)

13 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の総理府の項中「一、七四七人」を「一、七六七人」に、「一九、二二一人」を「一九、二二一人」に、同表の合計の項中「六三六、三三二人」を「六

三六、三五二人」に改める。
14 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「千七百五十一人」を「千七百七十一人」に改める。

○高橋(等)委員 ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。本案は自民両党の共同提案にかかるとであります。

戦没者遺族救済法(戦没者老齢軍人の人々は、今次戦争の犠牲者中最も気の毒な方々であります。国家が英霊の祭をおごそかにいたし、遺族を初め、これらの人々の処置を厚くすること、平和国家、道義国家の建設発展の重大要件であることは申すまでもありません。従つて、わが国の独立とともに甲斐金及び遺族年金の支給をなし、引き続き恩給の復活を実現し、予算総額の八割強に当る金額をこれに充てておるのであります。しかもなお、これらの人々の恩給給与は一般文官に比較してははたしく均衡を失しておる現状であることを遺憾といたします。

国民の間に不平等があり、ことに戦争に当り国民にかつて犠牲となつた人々が、終戦後十年に及ぶ今日まで、一般国民と不当な差別待遇を受けておるという事実を十分認識するときは、温情と誠意をもって事の解決に当ることが民主主義の鉄則であることは申すまでもありません。

以上の見地に立ちまして、国家財政の現況を勘案しつつ先般来自民両党に

よつて予算等の修正をなし、ここに文官との不均衡是正を中心としてその他必要な改正を加えて本改正法案を上げいたしました次第であります。

この法律案におきまして、改正を加えようとするおもな点につき御説明申し上げます。その第一点は、旧軍人及び旧準軍人並びにこれらの人々の遺族の恩給の年額の増額に関するものであります。これらの人々の恩給金額計算の基礎となる仮定俸給年額は、現在、軍人恩給廃止前に退職したまたは死亡した一般公務員、もしくはその遺族のそれに比べて少く、従つて、その恩給支給水準も低くなつておりますので、一般公務員との間のかような違いをなくするため、旧軍人及び旧準軍人並びにこれらの人々の遺族の受ける恩給金額計算の基礎となつてゐる仮定俸給年額をいづゆる一万二千円ベースの支給水準に引き上げ、かつ号俸についても、上に薄く下に厚くする精神をもつて一般文官との調整をはかり、原則として四号俸、一部のものについて三号俸または二号俸を引き上げ、その恩給金額を一般公務員及びその遺族の恩給支給水準の程度まで増額したとするとするものであります。

ところで、その実施につきましては、国家財政に及ぼす影響を緩和する目的をもつて、本年十月分から昭和三十一年六月分までの間の恩給について、現行の恩給金額にこの改正による増額の五割に相当する金額を加えたものを給することとし、昭和三十一年七月分からの改正通りの金額を給することとしたとするとするものであります。

昭和二十八年法律第百五十五号附則別表第一の改正規定並びに附則第一

項及び附則第七項から第十項までの規定がこれに関するものであります。

第二の点は、旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の恩給の基礎在職年に引き続く一年以上七年未満の在職年を通算することに關するものであります。現行法におきましては、これらの人々の在職年は、軍人恩給廃止前に裁定された恩給の基礎在職年に算入されてゐたものを除き、引き続き七年以上の在職年に限り恩給の基礎在職年に算入されることになつておりましたため、二年、三年、四年というふうになつても、前後を合しますと、普通恩給に比べての所要最長在職年数に達するものに年金たる恩給を給せられない場合も少くありませんので、少くとも最長在職年数に達する年金たる恩給を給する道を開く趣旨をもちまして、旧軍人、旧軍人または旧軍属の恩給につきましては、一年以上七年未満の在職年をもその恩給の基礎在職年に通算することとしたとするとするものであります。しかし、国家財政の現状にかんがみ、現行法によつて普通恩給を受ける権利を得てゐる人々及びその遺族につきましては、この通算措置をしないこととし、またこの措置により恩給の基礎在職年が旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の普通恩給についての所要最長在職年数をこえることとなる場合には、これを最長在職年数で押えることとし、この措置により、新たに普通恩給または扶助料を給せられることとなる人々がすでに一時恩給または一時扶助料を給せられていた場合におきましては、重複給与になることを避ける趣旨をもちまして、その金額を普通恩給または扶助料の年額から控除する等相当の調節を

はからうとするものであります。昭和二十八年法律第五十五号附則第二十四条の二、附則第一項、第三項及び第四項の規定がこれに関するものであります。

第三の点は、いわゆる戦犯者として拘禁された人々の拘禁中の期間及び傷病に関する恩給法上の取扱に關するものであります。

ソ連、中共に抑留されているいわゆる戦犯中、旧軍人軍属であつた未復員者、その他については、恩給法上未帰還公務員という制度を設け、抑留中の期間は恩給の在職期間に通算されております。よつて、連合国最高司令官により抑留または逮捕せられ有罪の刑に処せられ拘禁された公務員であつて、在職中の職務に關連して拘禁された者についても、恩給法上、右に準じて取り扱ひ、その人々の公務員としての在職年を計算するに當つては、当該公務員の普通恩給についての所要最長在職年限に達するまでを限度として、拘禁中の期間を加へることとし、この措置により、初めて普通恩給または扶助料を給せられることとなる者につきましては、第二の点で申し上げましたと同じ趣旨により、一時恩給または一時扶助料を給せられた場合におきましては、その金額と年金恩給との調節をはかることとし、また、拘禁されている間に自己の責に帰することのできない事由によつて傷病を受けまたは疾病にかつた公務員につきましては、これらの者の拘禁されるに至つた事情等にかんがみ、裁定庁が在職中に公務のため傷病を受けたまたは疾病にかつた場合と同視するを相当と認めたときは、その人々またはその遺族に対し、いわゆる

公務傷病恩給または公務扶助料と同額の恩給を給しようとするものであります。昭和二十八年法律第五十五号附則第二十四条の三、第二十九條の二、附則第一項及び附則第三項から第五項までの規定がこれに關するものであります。

第四の点は別途国会に提出されております戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正法律案におきまして、いわゆる公務死の範圍が拡張せられることになりましたので、これに伴う公務扶助料に關する規定の改正であります。

別途国会に提出されております右援護法の改正法律案におきましては、戦死したものであつて、援護審査会の議決により公務上負傷し、または疾病にかつたものであつて、援護審査会の議決により公務上負傷し、または疾病にかつたものとみなされるものについては、その遺族に遺族年金または弔慰金を給せられることとなつておりますので、これらの措置に対しては、恩給法においても公務扶助料を給するよう措置しようとするものであります。

昭和二十八年法律第五十五号附則第三十五條の二の改正規定並びに附則第一項、第二項及び第三項の規定がこれに關するものであります。

第五の点は、今次の終戦に關連する非常事態におきまして、いわゆる責任自殺をした者の遺族に給する扶助料の特例に關するものであります。

前述の援護法の改正法律案におきましては、今次の終戦に關連する非常事態に當つていわゆる責任自殺をした旧軍人、旧準軍人または旧軍属につきまして、その死亡が公務による傷病によるものと同視すべきものと援護審査会において議決された場合には、これら

の者の遺族に遺族年金及び弔慰金を支給することになっておりますので、これに對應いたしまして、これらの者の遺族に対し、昭和二十八年四月分から、公務扶助料の年額に相當する金額の扶助料を給することとしたやうとするものであります。昭和二十八年法律第五十五号附則第三十五條の三、附則第一項、第四項及び第六項の規定がこれに關するものであります。

第六の点は、新警察法の施行に伴い、自治体警察職員から新警察法のもとの警察職員となつた者等の恩給の特例に關するものであります。

昨年、警察法の改正によりまして、自治体警察職員であつた者が引き続き新制度の警察庁もしくは都道府県警察の職員となつた場合、五大市警察の職員が五大市警察の廃止に伴ひ新制度の府県警察の職員となつた場合及び新制度の地方公務員たる警察職員が国家公務員たる警察職員となつた場合におきまして、身分切りかへ後の俸給と身分切りかへ後の俸給とを比較いたしますと、後の俸給は必ずしも前の俸給よりも多額となつておらない場合もあり、従ひまして、身分切りかへ後退職して受ける恩給がかへつて身分切りかへの際退職して受ける恩給よりも少くなるという結果が生じますので、身分切りかへ後に退職した者について、恩給的に不利な取扱ひを受けることのないやうに措置をいたさうとするものであります。附則第一項及び第十一項の規定がこれに關するものであります。

第七の点は、昭和二十三年三月の自治体警察設置前の警視庁または道府県警察部の吏員としての在職期間の通算に關するものであります。

昭和二十三年三月に自治体警察が設けられたのであります。その際警視庁または道府県警察部に勤務していた吏員が、自治体警察の設置に伴ひ引き続きその職員となりさらに引き続き新警察制度のもとにおける警察職員となつた場合におきましては、現行法ではこの自治体警察設置前の警視庁または道府県警察部に勤務する吏員としての在職期間は恩給法上の公務員としての在職年に通算されることになっておりませんので、この期間について都道府県警察の退職料に關する条例の規定による退職給付を受けた場合は別とし、この期間を恩給法上の公務員としての在職年と通算することとしたやうとするものであります。附則第一項及び第十二項の規定がこれに關するものであります。

なお、以上のほか総理府恩給局の旧軍人恩給事務処理要員二十名増員のための行政機關職員法の一部を改正することとし、その他以上の法律改正に伴う字句整理をいたさうとするものであります。附則第十三項及び第十四項の規定並びに昭和二十八年法律第五十五号附則第二十六條、第二十九條及び別表第二から第五までの改正規定がこれに關するものであります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○宮澤委員長 本案に対する質疑は次会より行います。

○宮澤委員長 次に国防會議の構成等に關する法律案外三案を一括議題とし、質疑を継続いたします。田村元君。

○田村委員 私は総理大臣に對しまして国防會議の問題についていきさか御質問を申し上げたいと思ひます。

先日來いろいろと各委員の御質問がございまして、総論におきましては大體論議し尽されたかの觀がございまして、私は各論と申しますか、この法律案に条文としてあげられております内容について一、二御質問申し上げます。

その前に私は特に全國たぐさんの青年の代表として伺いたいでございまして、国防會議が国会において審議せられる、あるいは総理は原水爆の貯蔵もまたやむなしというやうな放言をせられる、また一方杉原長官は九州方面の重要性を、あたかも戰略的な見地よりと思へるやうな発言をせられる、そして強調せられるというふうな、今きかめて臨々しい論議が行われておるのをごさいます。國民特に青年やあるいは子を持つ親たちは戦争の恐怖心に非常にかはれておることも、総理あるいは長官はよく御存じであらうと存ずるのでございまして、もちろん國を守るといふこと、自衛といふことはわれわれその重要性を十二分に認めるのでありまして、大いに國は守つていただかなければなりませんけれども、しかしながら現在国防會議の問題を急がなければならぬほど、わが國の現状と申しますか、わが國を取り巻いておる國際關係は切迫いたしておるとお考えでございまして、どうか、一言お尋ね申し上げます。

○鳩山國務大臣 田村君にお答えをする前に、先刻私が申し上げました言葉の中に誤解を招くおそれのある言葉があつたやうに思われますので、この際

はからうとするものであります。昭和二十八年法律第五十五号附則第二十四条の二、附則第一項、第三項及び第四項の規定がこれに関するものであります。

第三の点は、いわゆる戦犯者として拘禁された人々の拘禁中の期間及び傷病に関する恩給法上の取扱に關するものであります。

この点を釈明しておきたいと思ひます。

アメリカの意見が變つたから自分の憲法に關する意見も變つたのだと私は言つたのではないのであります。私の憲法第九條に關する解釈は、この前の委員會で申し上げました通りであります。この点誤解のないようにお願ひいたします。

田村君にお答えしますが、私は緊迫せる状態は發生はしてないと思つております。

○田村委員 この国防會議を非常に緊急になるといふ氣持もわからないでございませぬが、後ほど二、三指摘をいたしたいと思ひますが、この法律案が非常にずさんであるといふことは委員各位もよく御承知の通りと思ひのでございませぬ。しかしながらそれもまた水かけ論になるかと思ひますから、具體的に個々の問題を御質問申し上げたいと思ひます。

すなわち国防會議設置の主目的の一つは、國務が統帥に優先する、すなわちこれを押えるといふことであると思ひうのでございませぬが、この法案を讀みますと、国防會議の議題となる國防の基本方針あるいは防衛計画の大綱とかいふようなものをだれが策定するのか、あるいはどういふふうにして策定するのかこれがわかりませぬ。また構成人員が軍事のしるうとばかりであるといふようなことになりませぬ、この會議はまさに有名無実のものとなりまして、そうして逆に防衛庁の言ひがまゝになるおそれがある、防衛庁の主張がそのまゝのみにされるというおそれがあると思ひのでございませぬが、これに對する總理の御見解をお尋ね申し

上げたいと思ひます。

○鳩山國務大臣 そういふおそれはないと確信いたしますけれども、防衛庁長官から答弁してもらひます。

○杉原國務大臣 お答え申し上げます。この国防會議に諮らるべき事項は、いづれも国防會議に關するきわめて重要な事項ばかりでございませぬ。そういう事項につきましては、もちろん内閣が責任を持ってこれに當るべきでございませぬが、この内閣としての決定をいたします前に、事こういふ重要なことでもありますがゆゑに、慎重の上にも慎重を期したい、そういう趣旨からいたしまして諮問機關として国防會議を設ける次第でございませぬ。しこうしてたゞいま防衛庁の主張をそのままのみにされるという御心配、これは防衛庁といたしまして、実は私にこそそう思つておるものであります。防衛庁限りとしての案を立てます際に、よく御心配の点などを深く考へて立てらるべきだと私は存じます。そうしてさらに諮問をいたします前には、もちろん諮らるべき事項はいずれもただ単に一つの省だけできめ得るような事柄でないものばかりでございませぬ。それだけの關係省とも緊密に連絡をし、調整をはかりまして、しかる後に最後に總理大臣の手元でこれを調整してその諮問事項をおさめになる、こういうふうにしなくちゃならぬことだと存じます。そうしてこれの趣旨が今御質問の中にあります言葉そのまゝを用ひますれば、國務が統帥に優先する、狭い意味の政治が統帥に優先する、この点が非常に大事な点でございませぬから、そういう点からいたしまして、この国防會議の設置といふことはかえつ

てそれに役立つものだと思ひ存じます。

○田村委員 たゞいまの總理の御答弁でございませぬが、總理は當委員會におきまして何か質問をお受けになる、きわめて善意に解釈をせられたような御返答ばかりせられる。たとへばたゞいまもそういう危惧はないという御答弁でございませぬが、危惧はないといふのはあなたの主観で、危惧があるからわれわれは御質問申し上げるわけでありませぬ。そういうことでございませぬから、この国防會議が政府の諮問機關であるといふその意味すらがわれわれにははつきり来ない。たとへば国防會議といふものは總理大臣の権限を幾らかでもチェックしようといふのか、かといふようなことに対して、また疑問が生まれてくるわけでございませぬ。それから国防會議において果して議決をせられるのかどうかといふこともわれわれ少しわからないのでございませぬ。この議決といふことは、議決をされるのならばどういふ形式をもつて議決をされるのか、あるいは多数決といふことになるのか、あるいは全員同意を必要とするのか、あるいはまた總理が皆の意見を聞きおいて決裁をされる、といふのでございませぬか。そういう点が私どもにはしつかりわかりませぬから、この点を總理から御答弁を賜わりたいと思ひます。

○鳩山國務大臣 この国防會議は議決機關でございませぬで、全く意見を聞きただす諮問機關でございませぬから、国防會議の意見といふものは多数決でできるものと思ひます。それ採用するかどうかは内閣の責任においてやるものであります。

○田村委員 議決はしないで、ただ議論を吐いてもらうのだ、しかしながら一応會議の議決を見た上はこれは總理大臣が採用するかしないかは独自に決定せられる、こういう御答弁でございませぬが、それならば別に多数決の議決も何も必要としなない、一應聞きおかれる程度でございませぬら、總理が聞きおかれたらいいのでございませぬ、そういう点がはつきりいたしませんので、いま一度詳しくこの議決の問題に關して御答弁を賜りたいと思ひます。

○鳩山國務大臣 国防會議の意見といふのは国防會議の議決できるものと考へます。それを採用するといふことは内閣の自由で、内閣の責任においてなすべきものと考へます。

○杉原國務大臣 少し補足させていただきます。たゞいまの御質問は、要するに會議の議事規則の問題になつてくると思ひます。多数決にするかあるいは全会一致にするかといふような、つまり議事の方法をどう定めるか、こゝういふ問題になると思ひます。その点はこの法案に予想しておりますことは、議長が會議に諮つてきめる、こゝういふことに相なつておる次第でございませぬ。

○田村委員 それでは會議にかりに議決があるとして、その議決は總理に對してどのような拘束力もないわけにございませぬ。

○杉原國務大臣 これは諮問機關でございませぬから、法律上の拘束力はないと思ひます。しかしこれは非常に、實際上は總理大臣は尊重すべきものと考へております。

○小金委員 關連してお尋ねいたしますが、今国防會議の構成等に關する法律案の中で、どういふ職能、権限を持つかといふことで、これは諮問機關だ、民間の人を入れるのは、広く知識を吸収するといふことと、事をきめるのに、事が事であるから慎重を期するのだと言われるのですが、防衛庁設置法ですか、それに付議事項があります。それから御承知の国防會議の構成メンバーからいって、識見の高い練達者の者から民間の人を入れる。そうして意見を聞くといふのですから、議案に對してはきわめて重要な点まで示さなければ意見が立てられないだらうと思ひますが、その場合機密の漏洩の防止といふことについては、どういふ処置をとられますか。これは非常に大事な点であつて、ろくなものを出さないで、資料を示さないで、意見を言えと言われても、意見が出ないだらうと思ひますが、それらの關係はどうなつておりますか。

○杉原國務大臣 お説の通り非常に秘密の保持を要することが多いと存じます。それを漏らした場合にはどうするかといふ点につきましてはいろいろ考へたのであります。これは特に罰則といふようなものを設けなかつたのであります。ただ秘密を漏らした場合には罷免の事由になることと存じます。

○小金委員 今田村君の質問はそこを ついてゐるんだらうと思ひますが、そこが一番大事であつて秘密事項にわたる、たとえば國防の基本方針とか防衛計画の大綱といふようなものを示して、いって、それで秘密を漏らしたからといって首を切つたのではなお秘密が漏れる、これは非常に大きな矛盾ができるので、この点は一体どう考へられるか。その基本の腹が内閣においてきまらなければ、私は田村君の質問に對し

て、から回りをするだろうと思ひます。そこで関連して申し上げるのです。その点をばきりしていただきたい。

○杉原國務大臣 国防会議の場合の特に秘密に関する罰則の点はございませうが、しかもいゆる民間人にいたしましても、識見の高い練達の方で、しかも国会で両議院の同意を得るといふ、そういう人格、識見ともにりつばな方でございまして、罰則の点はこれは國務大臣に準じまして、設けなかつた次第であります。

○江崎委員 関連して……。それはおかしいのです。それはどういふことかといふと、練達識見の高い人といふことは、法案にうたつてあるので、よくわかりますが、それを信頼するといふのは人情です。そしてまたそれを規制していこうといふことは、そこに責任の所在を明らかにする責任問題、これはおのずとやはり区別しなければなりません。そこで關係の場合も秘密を漏らした場合に、これが何か国の運命を決するやうな重大な支障を來した場合に、もちろん処罰規定がないでしよう。けれどもそこに最大の処罰である、おのずからそこに責任をとつて引き下ろすという、責任を明らかにする場面というものが、総辭職という場面が、ただ大臣を簡単に首を切つただけで、国の運命を左右するやうな大問題が解決せられるものではない。けれどもこの国防會議に諮問する事項といふものは、これは國家國民にとつて重大なる損害ないしは運命を決するやうな大きな損傷を与える場合がある。そのときにただ本人だけを首にしたから落むというやうなことは、これはい

わゆる諮問機關であるからといつても考えられない。そのときには一体どうするのか。当然これは処罰規定というものがそこに出てくる。あるいは議長を中心として、全部辭職するの、この辺はきりきりしておいて下さい。

○杉原國務大臣 我先ほど法律的な処罰規定というやうな点の角度からだけお答えいたしましたのでありますが、政治的にかりにもしういふことがありましたならば、これは内閣が責任をとるべきものだ、こう考へております。その点はばきりしておきます。

○江崎委員 そうすると内閣が責任をとるべきものである、ちよつとわかつたやうなわからぬやうな御答弁ですが、そうするとその場合は議長が主催しておる諮問機關ですから、内閣は重大なる秘密が漏れたり、國家國民に重大な損害を与えた認められる場合には総辭職といふところにも行き得る、こういうことに解釈していいわけですね。格別の規定はないけれども、総辭職といふところで責任の所在を明らかにする、こういう意味ですか。

○杉原國務大臣 各場合によつて具体的に最もそれに應じた責任をとらなければならぬことだと思ひますが、一般的に申しましてこれはきつめて重大なことでありまして、内閣としては高い強度の責任を負ふべきものだと思ひます。

○田村委員 私どもがこの機密の漏洩といふことに対して心配するのは、鳩山總理のように放言される方がたくさんあるからわれわれは心配しておる。そういう点から申しまして、この機密漏洩といふものが現在では道義責任だけで片づけられておる。ところが道

義責任だけで片づけられて果していいものであるかどうか。昔は、軍刑法といふものがあつて、あるいはその他のたぐさんのこれを戒める法律があつて、そうして非常に厳格な機密漏洩の措置を講じておつたのであります。ところが現在においては機密なんかどうだつていいんだ、あるいは極端に言へば、先ほどのあげ足取りになるかもしれないが、アメリカがこれだから次はこうなつていこうという、憲法解釈がかわつてくる。その前には機密の保持も何もあつたものじゃないといふことをわれわれは非常に心配するのであります。そこで後ほどこの問題はまた總理に御質問申し上げるとして、増原次長にちよつと御質問を申し上げたいと思ひます。これは次長から御答弁を願ひたい。長官からですとまたごまかされるおそれがありますので、増原次長からお願ひ申し上げたい。国防會議の機密を漏洩された場合には防衛庁は實際困るでしよう。いかがでございますか。

○増原政府委員 国防會議にかけますやうな国防の基の方針とか防衛計画の大綱とかに關する機密が漏れるといふことになりまして、これは防衛庁が困るといふことになしに、國家として大いに困ることであらうと思ひます。

○田村委員 それでは世界各國はその國の、つまり相手國家の機密を探らうといふスパイ活動まで非常にやつておるというものが現状でございます。何國でスパイがつかまつた、あるいは日本でもスパイをつかまつたといふやうなことが盛んにいわれておりますが、それほどまでに各國は防衛の大綱、基本方針といふやうな問題に關して、秘密

秘密でみな狂奔しておるのであります。いかに鳩山總理がガラス張りであると言つても、その政治の中に機密漏洩がせられたら、これはガラス張りではない。それはガラス張りをもう通り越しておる。そういうことからいたしましても、もう一回増原次長に御質問申し上げますが、實際に現在の日本の防衛方針あるいは大綱といふやうなものを探らうとして外國の……これは特定外國でなくてもけっこうであります。外國のスパイの脅威を受けておりますかどうか、この点お聞きいたします。

○増原政府委員 ただいまのところ、まだ国防の基本方針とか防衛計画の大綱とかいふものをきめていたいただいておりませんので、そういうことについてどういふことは感じておらないわけでございます。

○田村委員 それは、まだ基本方針とか大綱といふものがきまつていないといへばそれまでであります。しかしながら現在の防衛庁の中におけるいろいろな問題といふものに、機密性のあつたものはないといふことでございますか。

○増原政府委員 防衛庁でやつておりますこと、外部に知らせることを適当としなないものももちろんございまして、これは防衛法、自衛隊法等に基きまして、それぞれ官庁機密として保護しておる、それにはそれぞれ罰則もあるといふ形でございます。

○田村委員 それは防衛庁の中には罰則もあるかもしれないが、しかしながら私はこの国防會議の民間議員といふものを組上に載せて今御質問申し上げておるのでございます。それでは民間議員といふものが機密漏洩をした場合において、今の増原次長の御答弁から想像いたしましたも、民間議員が機密漏洩をした場合に道義責任といふ程度のことではこれを律するといふことはあまりにも大冒険である。これは實際問題としてまづきり兒童に類する条文である、かように私は考へますが、總理の御見解をお聞ひ申し上げます。

○鳩山國務大臣 今ちよつと聞いていなかったのですが……

○田村委員 それではもう一回申し上げます。いつ總理に御質問申し上げるかかわかりませんが、なるべくよく聞いていたいただきたいと思ひます。機密漏洩に対する規定といふものが道義責任だけであるだけではまことに心もとないといふことから、たとへば機密が漏洩せられると、日本の將來までが非常に危ぶまれる。これは考へただけではだにアワを生ずるやうに感じましたのでございしますが、こういうことですべてを甘く見られて、果して國防の基本方針とかあるいは大綱といふものが立てられるかどうか、こういう点においてもつきつと罰則といふことも考へられなくては、非常に困つた問題になると思ひのでございしますが、そういう点に關する總理の御見解を、ここではつきりと表明していただきたいのであります。

○鳩山國務大臣 ただいまのところは識見ある練達堪能の人を信用していいと思つておりますけれども、よく検討いたしました。

○田村委員 識見の高い練達堪能の士を信用されることは、これは非常にけっこうな崇高な總理の御精神だと思ひますけれども、しかしながら責任内

閣議員といふものが機密漏洩をした場合において、今の増原次長の御答弁から想像いたしましたも、民間議員が機密漏洩をした場合に道義責任といふ程度のことではこれを律するといふことはあまりにも大冒険である。これは實際問題としてまづきり兒童に類する条文である、かように私は考へますが、總理の御見解をお聞ひ申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいまのところは識見ある練達堪能の人を信用していいと思つておりますけれども、よく検討いたしました。

閣制である鳩山内閣においても、総理大臣と外務大臣の意見が食い違つて、そうしてよそから見てもまことに恥かしいようなお二人で暗闘もあるやに私どもはうかがつておるのでございますが、私の言うのは、機密をついつかりと口を滑らす場合もある。もちろんこれを外国に売りつけるとか、あるいはその他の悪意をもつてするということをもつて私はすべてを申し上げておるのではありません。ついつかりとしゃべるといふことは、鳩山先生は特にそういうことが多いのでございますが、そういう場合においても、なおかつ道義責任だけお過ごしになるのかどうか、この点をもう一回はっきりとお答え願ひたいのでございます。

○鳩山内閣大臣 私は今現在においては、ただいまの法案をもつて最上のものと信じておりますけれども、よく検討をいたします。

○田村委員 それではまた少し元へ戻るようでございますが、民間人に対して特定の規定も設けないで、単に識見の高い練達の人というだけでは、これは非常に範囲が広過ぎる。こういう点において、どのような人を練達権能の士と考えておられるかという点を具体的に申していただきたいのでございます。

○鳩山内閣大臣 現在においては何らの専門家ということを考えていません。一般的に見て識見があつて練達権能の人で、国会が承認する人ならば、信用してもいいと思います。

○田村委員 これはきわめて重要な問題でございます。国会が承認するということは、まことに権威のある話であります。しかしながら、これは現実の

姿としては、たとえば鳩山内閣が組織されておるときには、民主党が第一党であるというような場合でございます。いまして、国会の承認というものは、総理大臣あるいは内閣の意向というものがそのまゝ議院において生きていく、つまり内閣の言う通りの承認が与えられるということもまたわれわれは考えなければならぬわけでございます。そういう心配があるわけですが、今のところ何も考えていない、そういうような漠然とした、たよりない民間人の規定、でございますましたならば、これはいまだしくわれわれは慎重審議をして、何も今国会を通す必要もないのでございまして、こういううずさんなものであつても、もっと確実なものを作り上げる必要がある。われわれはもちろん国防会議というのに対して反対をするわけでありませんけれども、しかしながら作る以上は、国家の最高の一つの機関であるという建前から、やはり慎重審議をしなければならぬということをお願いしたいのであります。そこでこの練達権能の士という単にこれだけの、識見の高い人というだけの解釈では、あるいは旧軍人が入つてこないとも限りませんし、あるいはまた実業家が入つてくる場合もあるでございまして、そういう場合には旧軍閥にまた左右される、あるいはまた軍需産業というやうなものとの悪妥協をするというやうなことが起り得ると私は思うのでございますが、こういう点に關して総理は果して疑念を持っておられないのかどうか、この点もお答えを願ひたいと思ひます。

○鳩山内閣大臣 そういう点に対しては十分の注意をして選任をいたします。

○田村委員 総理はいつも十分に考えるといふことを言われるのでございまして、けれども、しかしながら、この国防会議といふものは、鳩山内閣が存続する間だけの国防会議ではございませぬ。あなたのような非常な人によく見られる方が総理大臣である間はよくございまして、どのような人がなるかまたこれはわかりません。そういう点からこういう問題はもっと慎重に考えられて、法律にうたわれるとか、あるいはその他の強い拘束を持った条文を作られるとかいふやうなことをしなければ、とうてい今から十年も二十年も先まで、あなたの崇高な高邁な御精神といふものが続けられるとは思へないのでございまして。そういう点において、あなたはこういう条文あるいは規定において、これを再び考慮するといふお氣持を持っておられるか、余裕を持っておられるかといふことを私はお聞きしたいと思ひます。

○鳩山内閣大臣 条件に付することはい、いい面もありますけれども、弊害の面もありますから、条件なしに良識ある練達の人、こういうようにしたのであります。

○田村委員 私はこれでは総理とから回りをすると思つてございしますが、そういう主観的な考え方をされないので、もっと嚴格に考えてもらいたい。そして十年でも二十年でも、一ぺん作つた法律といふものはそう簡単に転々と変えていくべきものでないという考え方からして、当初からもっと慎重な考え方をもち、この国防会議構成の法律案といふものを政府はもう一回考え直していただくことはできないかといふことを申し上げておるのでござい

ますが、どうせまた御答弁は先ほどと同じと思ひますから、この点はこれくらいにいたしておきます。

とにかく現在の内閣は責任内閣でございます。責任内閣であるから、もちろん国防会議に對しましても責任をお取りになるということとは、先ほどの御答弁でもうかがひ知つたのでございまして、しかしながらなお国防会議といふもので論議するといつても、やはりこの内閣と協同的な構成人員を作らなければならぬといふことは、これは大体において政治のテクニクから申しましても当然であらうと思つてございまして。そこで民間議員三年という任期をお作りになつて、そして総理は途中でやめさせることをしなくてもいいといふお考えを私は先ほど承りましたが、実際にいいては議會で承認をするといふ場合におきましては、たとえば鳩山内閣の場合においては、たゞ内閣といふ、つまり民主党という一番大きい議會勢力に乗つて任命せられる。ところが任期の三年のうちにはあるいは政変が起らないとも限りません。たとえば民主党内閣がもういつまで続くかわからぬやうな現状でございまして。その三年の間にかりに政変が起つた、そして新たに作られた内閣は前内閣と国防関係における考え方が相違うといふやうな場合は、これは当然考えられるところでございまして。そういうときに、民主党内閣のときに任命した民間議員といふものが、次の内閣においてきつて野党色を強く出してくるということもまた考えられないではございませぬ。そういうときに第六条でありますが一職務上の義務違反その他議員たるに適しない非行がある

る」と認めて罷免するといふこともちよつとできないかと思ひます。ところが実際にいいてはただ意見を聞きおくだけだといふ議長立場といふことになれば、それでいいやうなものだといひながらも、なおかつ五人もの關係と同数の民間議員といふものが、時の内閣総理大臣すなわちこの国防會議議長に對して強く反対の態度を出した場合には、時の総理大臣は非常に困るだらうと思つておられます。そしてまたこれでつづれたところで、内閣はやはり責任内閣であるといふことでございまして、こういうことについて総理は、かりにあなただつたらどういふうに對処せられるか、あるいはまたこの法律はどういふうに守られなければならぬか、あるいはまたどういふうに解釈すべきであるかといふ点において総理から御答弁を願ひます。

○鳩山内閣大臣 今あなたのおっしゃるやうに政党性の強い人は、良識ある練達たんのうの人は言えないと思ひます。そういう人はやはり議員に選ぶときは避けなければならぬと思ひます。

○田村委員 私は、時間がだんだん切迫いたして参りましたので、この点でもつと総理にお尋ねをいたしたいと思ひますが、あとの委員からまたお尋ねをすることにいたしましたので、最後に一、二問ちょっとお尋ねをいたしたいと思ひます。国防會議の事務局といふものでございまして、これはどの程度のもので、どういふ仕事をすることかといふことをお尋ねをいたしたいと思ひます。これは長官でけつこうです。

○杉原内閣大臣 事務局の構成及びそ

の仕事でござりますが、その人数は大
体現在内閣官房の職員から融通いたし
ますと、それから各省から派遣業務
いたしますと合せまして、約十名内
外というふうに今考えております。事
務につきましては、一番私大事だと思
いますのは、こういう諮問機関の事務
局であります。その任務からいたしま
して、議員が諮問を受けた事項につ
いていろいろ意見を述べる、その基礎
になるところの正確な資料の収集とい
うことが非常に重要なことだと存じて
おります。

○田村委員 これについてはもつと伺
いたいたいでござりますが、またあとで
福井委員あたりから御質問することと
思います。

次いで事務局と統合幕僚会議との関
係はいかがでございますか。

○杉原国務大臣 事務局と統合幕僚会
議との関係は、ずつとつながった関係
はございせん。御承知の通り、統合
幕僚会議は防衛庁長官の補佐機関で
ございます。従ってこの統合幕僚会議
がすぐ総理大臣に直結いたすわけでも
ございせん。長官の補佐機関でござ
います。

○田村委員 それでは防衛局との関係
はいかがでございますか。

○杉原国務大臣 防衛庁内の防衛局も
防衛庁長官の補佐機関でございます。

○田村委員 大へん急いで申訳ないの
であります。総理にお伺いいたした
のは、最近徴兵制度というものを口
にせられる方が相当数ありまして、
世の青少年あるいはまた子を持つ父
親、母親たちは非常に恐怖心を抱いて
おるのでございます。これについて現
在の総理大臣の徴兵制度に対するお考

えというものを、ここではつきりと、
簡単でようございますから申していた
だきたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 徴兵制度について
は、現在はいくつ考えておりません。

○田村委員 それではわれわれも安心い
たしたのでございます。

最後に、要するに憲法改正もまだな
されてないし、また国際間に急変あ
りとも考えられないというふうに総理
あるいは長官の御答弁からお伺いた
したのであります。そういう現在、しか
もこのように、いわばあなた方が主観
で、あるいは人を見るのに善意で見
るという御態度で御答弁をなされ
ない、きわめてはつきりした答弁が
できないような、すなわち極端に不
安な法律案を今出してきて、そうして
人心をいたすに刺激する、あるいは
不安がらせるというやうなことをなさ
るより、むしろ、いつかの時期に憲法
改正はどうせ行われるでございまし
うが、そのときは明文化することがよ
ろしいという考え方もあるわけでご
ざいます。そういう点についての総理
の御見解を伺いたいと同時に、また今
こういうものを作りまして、責任制
内閣あるいは総理の諮問機関というよ
うなことから考え合せまして、この国
防会議の構成人員をながめたときに
は、インナー・キャビネットと何ら変
らない、すなわちキャビネットであ
る。こういう場合において今これを急
いで作り、そうして作り上げた上で果
してこの効果と申しますか、そういう
ものがあるかどうか。あつてもなく
ても同じやうな国防会議であるとい
ふに、先ほどの総理あるいは長
官の御答弁で、私どもは思わざるを得

ないのでございますが、こういうやう
な、すなわち機密漏洩も何もできない
というやうな国防会議、いたすに不安
を増大し、あるいはまたこの内閣のこ
きにおいて摩擦を作るとか、思ふやうな
こともわれわれはどうかと思ふのでござ
いまして、まことにすんなり法律案で
あります。これに対してこれはお願
いですが、総理大臣はもう少し
慎重に考えられて、現実というもの
をもつとしっかりな把握せられ
て、そうして日本の百年の将来までも
くずされないやうに、誤まらぬ
やうに、この点をよく御勘案願いた
いのでございます。先ほどの御答弁を待
ちまして私の質問を終りたいと思ひま
す。

○鳩山国務大臣 長期の国防を立てる
ということも、現在の日本において非
常に必要なこととございますから、国
防会議ができれば直ちにそれを決定し
てもらいたいと考えております。

○田村委員 その総理の御答弁がいけ
ないと私は申し上げる。すなわち国防
会議でもそういう御答弁しかできない
のであります。それから、すなわち慎重
に政府の方で考え願つて、それこそ
練達堪能な杉原長官を初め、田中政務
次官というやうな方々もおられるの
方には相応じやうな方々もおられるの
でございまして、そういう方々の意見
をいま一度再考していただきたい。わ
れわれはこれを作ることに反対をする
というよりも、こういうやうな
ものを作られた場合に、国家の将来が
どういふやうなことになるか、これを申
上げておるのでございます。そういう

点でもつとこの法律案というものを、
何人も納得のできるやうに、また安心
して総理大臣におまかせのできるよう
なものを申し上げていただきたいという
ことを私は申し上げておるのであります。
そうして先ほどの私の質問に対して、
今御答弁になったことは、いささかビ
ントがはずれておりました。先ほど憲
法改正というものをあなたはまだしな
いとおっしゃった。あるいはまた国際
間に急変があるということも考えられ
ない、かようにおっしゃつておられる
現在において、すなわち人心をいたす
に刺激するやうな、こういうやうな
法律案を出してこれらというやうな
なことをなさらないで、出されたのは
仕方がないといひながら、なおかつも
う一回あなたの方で再検討されること
はできるのではありませんか、という
ふうによく御勉強願ひ、先ほど申し上
げたやうに、国家百年の計を誤らしま
ないやうに、国家百年の計を誤らしま
ないものをお願いしたい。今すな
わちの急いで作り上げるより、む
しろいつの日かになされるであらうと
ころの憲法改正のときにも、その憲法
の条文にはつきりと明文化すること
の方を得ているのではなからうかと
いうことを申し上げて、あなたの御見
解を伺つたわけでありまして、先の御答
弁はいささか意味が違つておりまし
た。もう一回御答弁を伺いたいと思ひ
ます。

○鳩山国務大臣 答弁は同じことを繰
り返すよりいたし方がございせん
が、御意見は尊重いたします。

○宮澤委員長 福井順一君。

○福井(順)委員 けさから大へん審議
が重ねられました。政府の方であま
りはつきりした答弁をされないの

国防会議の性格というものがぼやけて
しまつて、さっぱりはつきりしないよ
うであります。この国防会議は国内
的に最も重要な問題であるのみでな
く、国際的にも非常に関連のある問題
であります。現在行われていると
ころの外交折衝などにも、これが成り
行きによつては相当重大な影響を及ぼ
すであらうと思ひます。これはそ
う国の内外に疑心暗鬼が生じないや
うに、もつとはつきりした御答弁をお願
いしたいということを申し上げまし
て、私の質問は防衛六カ年計画の概要
を一つ承わりたいと思ふ。

○鳩山国務大臣 防衛六カ年計画は今
日はまだできておりません。

○福井(順)委員 一体この防衛六カ年
計画というものは、それではどこを目
標に防衛六カ年計画をされたのであり
ますか。先般もこれについてだいた
い議論がかわされておりましたが、仮
想敵国という言葉をもちいたしてはな
はだ不穏當のやうであります。仮
想敵国という必要はありません。假
想敵国といふ必要はあります。た
だたとえば中共やソ連の軍事力が目
標であるといふやうな程度は言つて
いただかなければ、これはどうもし
やうがないと思ひますが、一つ御答
弁をお願いしたい。

○鳩山国務大臣 ソ連、中共を仮想敵
国とは思ひません。ただ日本は独立国
家として最小限度の防衛力を持つて
いる必要があると思ひただけでござ
います。

○福井(順)委員 それでは防衛六カ年
計画というものはできておらないと
おっしゃる、これははつきりできてお
ります。私は数字もあとで申し上げま
すが、それはあとの問題といたしまし

国防会議の性格というものがぼやけて
しまつて、さっぱりはつきりしないよ
うであります。この国防会議は国内
的に最も重要な問題であるのみでな
く、国際的にも非常に関連のある問題
であります。現在行われていると
ころの外交折衝などにも、これが成り
行きによつては相当重大な影響を及ぼ
すであらうと思ひます。これはそ
う国の内外に疑心暗鬼が生じないや
うに、もつとはつきりした御答弁をお願
いしたいということを申し上げまし
て、私の質問は防衛六カ年計画の概要
を一つ承わりたいと思ふ。

○鳩山国務大臣 防衛六カ年計画は今
日はまだできておりません。

○福井(順)委員 一体この防衛六カ年
計画というものは、それではどこを目
標に防衛六カ年計画をされたのであり
ますか。先般もこれについてだいた
い議論がかわされておりましたが、仮
想敵国という言葉をもちいたしてはな
はだ不穏當のやうであります。仮
想敵国という必要はあります。た
だたとえば中共やソ連の軍事力が目
標であるといふやうな程度は言つて
いただかなければ、これはどうもし
やうがないと思ひますが、一つ御答
弁をお願いしたい。

○鳩山国務大臣 ソ連、中共を仮想敵
国とは思ひません。ただ日本は独立国
家として最小限度の防衛力を持つて
いる必要があると思ひただけでござ
います。

て、今総理大臣が言われた自衛のため
の最小限度の戦力を持つといわれまし
た。しかし自衛のために最小限度の
兵力とはどの程度のものであるかとい
うことを一つ御答弁願いたい。

○鳩山内務大臣 私には日本の独自の
単独の力をもってしてはこの国の攻
撃にもこれを防衛するだけの力はな
かなかできないと思っております。そ
こでとりあえず安保条約によるアメリカ
の援助、あるいは国際連合における集
団安全保障により防衛をしてもらう、
その前に幾分かの抵抗力を持つことが
日本の国を守る以上は必要だ。いづれ
の国も仮想敵国というものは持たない
のに、その国に相応するだけの自衛力
は皆が持っているのではありませんか、
そういうふうな日本の経済力に相応す
るだけの最小限度の自衛力は持つこと
が必要だと考えているのであります。

○福井(順)委員 日本の経済力に即応
したところの自衛力を持つことは必要
であるとおっしゃるが、そういうこと
はわかり切っていることで、そこで一
体最小限度の自衛力というものは数字
で一体どのくらいの自衛力かという
ことであります。空軍がどれだけ
か、海軍がどれだけか、陸軍がどれだ
けか、これを一つ御答弁を賜わりたい
い。

○鳩山内務大臣 そういう事柄は国防
会議において決定せられるものと考え
ております。

○福井(順)委員 それは国防会議がで
きる前に、そういうことはもうわかり
切っていることでもあります。しかも防
衛六カ年計画というものは明らかに
うできています。これは米軍では、地上
陸軍が三十二万五千、十個師団、海上

では、三十万トンの空軍は二千機とい
うことを言ったと聞いておりますが、
防衛六カ年計画は陸上軍が十
八万、海上が十二万トンの空軍が千二
百機、こう私は聞いております。これ
に対して一つも明確な答弁を承わ
りたい。

○杉原内務大臣 いろいろと伝えられ
ているようでございますが、事実防衛
庁内部におきましてはまだ研究中で
ございまして、成案を得ていないのは事
実でございます。

○福井(順)委員 いや、成案を得てい
ないのは事実でありましようが、もう
すつかりできておられることはできてお
る。従いまして、ここでこれが発表で
きないならば、秘密会でも一つ審議
をされるお考えがないかどうか、これ
は総理大臣に伺いたい。

○鳩山内務大臣 私の聞くところによ
れば、防衛計画というものはできてい
ないものだとおっしゃる。

○福井(順)委員 あなたの御答弁を伺
うと、防衛計画というものはできてい
ないといふおっしゃったけれども、一
国の総理大臣として私ははなはだ無責任
なことを答弁だと思えます。そういう
ことで総理大臣というふうな重職が全
うし得るわけがない。しかもまた外交
問題にも大へん関連性があると申しま
したけれども、どういう気持ちで、また
何を根拠に外交などもやっておられ
るか、そういう甘い、ずさんな考えで
やっておられるので、すべてが食い違
てくるのではないかと私は思うので
あります。あなたは選挙中に、すぐに
でも戦争終結宣言をしろにしたい、
また選挙中にでも全権をソ連に送りた
いというようなことを放言しておられ

る。一般の国民は、これが選挙中のこ
とでありますから、これは放言でなく
してほんとうかと思っておた。とこ
ろがなんでもない話で、これはえらい
放言であります。そういうことも、今
の御答弁と同じに非常に無責任な思想
から起る放言だと私は外交問題な
いにも非常に大きな悪影響を及ぼす
ものと思ふ。大体、国防会議にいた
しまして、防衛六カ年計画にいたし
まして、相手の国がいつやること
でありますから、これは相手は仮想敵
国といわれないまでも、たとえばソ連や
中共の軍勢力というものを目標として
やっておられるに違いないのでありま
す。千島にしてもあるいは樺太あるいは
はバルト沿岸のソ連軍の配置状態がど
うであるかというふうなぐらゐないこと
はわかるやうなことがおられることは、こ
れは当然のことである。それを、
防衛六カ年計画は何もできておらな
い、これに対しては江崎委員からも再
三再四追及がありましたが、そのとき
もできておらないと言っておられる。
そういう何もできておらないというこ
とで国防会議法の審議が進められるわ
けがないのであります。大体この国防
会議法を審議する基礎というものが何
もできていないことになる。そこで私
は、もう少しはっきりものを言ってお
らなさいというのを言ってお
らなさい。前回の内閣委員会の
あとで理事会が催されました、どうも
今のままでは、何も政府ではっきりし
た答弁をなさらないので、審議を続け
ることができない、もう少しはっきり
した答弁をさしてもらいたいというこ
とを、理事会で委員長に各党から申し

入れをした。委員長ははつきり、じゃ
あ今度は相当はつきりした答弁をさせ
ますというところで、理事会はこれを了
承したのでありますけれども、一向そ
の約束が果たされておられない。そう、こ
れはなっていない。それからあなたがソ
連との外交交渉をされておられまして
も、あなたの考えは大へんに甘くて、
ずさんだから、選挙中に言われたこと
とすつかり食い違つておる。ソ連が今
にも戦争終結宣言をする、今にも、あ
なたの思う通りの、少くとも函舞、色
丹を返して、抑留者は全部帰す、
というふうなことを言われておられま
したけれども、あのロンドン会議のふた
をあけてみると、ソ連全権の日本に対
する提案というものは、われわれ日本
国民の胸に剣を挿するやうな秋霜烈日
たるものがある。これではどうしてい
めるわけがある。一体この責任を総理
大臣はどうなさいますか。このまま
ですつこの日ソ交渉を続けていか
れるかどうか、これをまず承わりたい
い。

○鳩山内務大臣 日ソとの交渉はこれ
からだんだんと進行するものと考えて
おります。

○福井(順)委員 だんだんと進行はす
るでしょう。(笑)だんだんと進行す
るでしようが、あなたが思っておられ
ない方向に進行するということを私は
申し上げるのではありません。あなたの
総理大臣としての考えが大へんに甘
い。そこでこれは考えを変えていただ
かなければならない。すべてに総理大
臣の考えが甘いのであります。あのソ
連の条件というのはこれは全くわか
らない。最初からドムニッキという

ような何とも知らない男が、しかも台
所から総理大臣のところへ書簡を持
ってきて、あて名も日付も何もないよ
うなものからあなたが日ソ交渉に入られ
たということは、近世史にはそういう
例がない。しかもまた、非常に心配を
いたしておりましたけれども、選挙中
は日ソ交渉が間もなくできるような放
言をされ、ふたをあけてみると、こ
うござんであります。あのドイツのア
ナウアーがやったあざやかな外交ぶ
り、私は鳩山総理大臣はアナウアー
のつめのあかでもせんにて飲んでもら
いたいと思う。アナウアーはソ連か
ら招請状が来た。来たけれどもソ連に
行かないでアメリカに行つた。アメリ
カともしっかりと相談をして、その他の三
国ともがっちり相談をして、しかる後
にモスコウへ行こうとしている。しか
も抑留者を全部帰さなければこの相談
に応じない、こう言っているのであ
ります。私は最初からそういう外交交渉
を望んでおったのであります。私と
同じようなことをアナウアーがやっ
ている。(笑)まことにこれは総理と
しては考えられなければならない。ソ
連という国は日本に対して凶状持ちで
あります。日本に原子爆弾が落ちて、
日本が再び立てぬと見るやあの条約を
破つて満州に侵略してきた、こういう
凶状持ちであります。それを逆にな
ニッキ一輩の誘引に乗せられて、う
かかた手出しをしてとんでもない目
にあうとしている。ソ連の術策に乗
る以外に成功しないということを世界
の外交家はみんな言っている。それを
鳩山総理だけが突にうかうかと乗っ
ている。今からでも私はおそくないと思

入れました。委員長ははつきり、じゃ
あ今度は相当はつきりした答弁をさせ
ますというところで、理事会はこれを了
承したのでありますけれども、一向そ
の約束が果たされておられない。そう、こ
れはなっていない。それからあなたがソ
連との外交交渉をされておられまして
も、あなたの考えは大へんに甘くて、
ずさんだから、選挙中に言われたこと
とすつかり食い違つておる。ソ連が今
にも戦争終結宣言をする、今にも、あ
なたの思う通りの、少くとも函舞、色
丹を返して、抑留者は全部帰す、
というふうなことを言われておられま
したけれども、あのロンドン会議のふた
をあけてみると、ソ連全権の日本に対
する提案というものは、われわれ日本
国民の胸に剣を挿するやうな秋霜烈日
たるものがある。これではどうしてい
めるわけがある。一体この責任を総理
大臣はどうなさいますか。このまま
ですつこの日ソ交渉を続けていか
れるかどうか、これをまず承わりたい
い。

○鳩山内務大臣 日ソとの交渉はこれ
からだんだんと進行するものと考えて
おります。

○福井(順)委員 だんだんと進行はす
るでしょう。(笑)だんだんと進行す
るでしようが、あなたが思っておられ
ない方向に進行するということを私は
申し上げるのではありません。あなたの
総理大臣としての考えが大へんに甘
い。そこでこれは考えを変えていただ
かなければならない。すべてに総理大
臣の考えが甘いのであります。あのソ
連の条件というのはこれは全くわか
らない。最初からドムニッキという

入れました。委員長ははつきり、じゃ
あ今度は相当はつきりした答弁をさせ
ますというところで、理事会はこれを了
承したのでありますけれども、一向そ
の約束が果たされておられない。そう、こ
れはなっていない。それからあなたがソ
連との外交交渉をされておられまして
も、あなたの考えは大へんに甘くて、
ずさんだから、選挙中に言われたこと
とすつかり食い違つておる。ソ連が今
にも戦争終結宣言をする、今にも、あ
なたの思う通りの、少くとも函舞、色
丹を返して、抑留者は全部帰す、
というふうなことを言われておられま
したけれども、あのロンドン会議のふた
をあけてみると、ソ連全権の日本に対
する提案というものは、われわれ日本
国民の胸に剣を挿するやうな秋霜烈日
たるものがある。これではどうしてい
めるわけがある。一体この責任を総理
大臣はどうなさいますか。このまま
ですつこの日ソ交渉を続けていか
れるかどうか、これをまず承わりたい
い。

うのでありますけれども、少くとも抑留者を帰さないならば——抑留者がいないというのを言っているのではありませんけれども、そういうばかなことを言っているならば、この抑留者の問題だけでも解決がつかなければ、断固松本さんを引き揚げるといふくらい、決意で外交交渉に当らなければ成功しないと思うのであります。あなたはこれから先の何回かの交渉で、ソ連が抑留者さえ帰さないという誠意のない態度であつたときでも、この全権を引き揚げようとなさいますか。これを伺いたい。

○鳩山国務大臣 私には抑留者はソ連は帰すものと今日考えております。

○福井(順)委員 そういふふうな総理の考えはまことに甘い。甘いから事ごとくに全部違つてくる。フィリピンは賠償問題にいたしまして、われわれは四億ドルと思つておつた。これより上回る額といふものはどういふわれわれ国民の負担にたえないと思つておつた。ところが八億ドルといふやうなところになつてゐる。これは国民がひとしくびつくりしたておつた。日本はそれだけでなく賠償その他いろいろなものを含めると一兆円以上のものを外国に払わなければならぬことになる。とうてい国家経済が耐え得るものではない。話に聞けば総理大臣が直接向うの代表と話をされて、八億ドルを大体内諾されたといふことを聞いておりますが、もう一回はつきり御答弁願ひたい。

○鳩山国務大臣 八億ドルといふことをネリ氏と話し合ひをしたといふことはございませぬ。

○宮澤委員長 福井君、なるべく問題を

を離れないようにお願いいたします。

○福井(順)委員 私はこれは問題が離れたわけではないのであります。これは前奏曲であつて、これから本論に入るわけでありまして、なぜ私がこういふことを申し上げるかといふと、これは総理大臣に対する質問でありまして、総理大臣がかくのごとく考えが甘くて、それは国を危うくするといふことが私の根本の考えであります。私だけではない、国民の大部分が、今朝目をさまして新聞を見ると、ああ鳩山さんがまた何か外国と約束されたのではないかといふので非常にびつくりする。今国民の不安といふものは鳩山さんの行動にかかつておるといふことも過言ではないと私は思ふのであります。日ソ交渉しかり、またフィリピンとの賠償交渉しかりであります。もつと慎重にやつていただきたい。

そこで本論に入るのでありますけれども、何も知らないかにも知らない、まだ研究してないといふことでは困る。外国との交渉にも、この国防会議の成り行きが非常に重大な影響を及ぼすものでありますから、はつきりしたことをもつと言つていただきたい。防衛六カ年計画といふものができてないとおつしやるならば、自衛の最小限度の兵力といふものがどのくらいかといふことだけくらいはどうしてもここで話をしてもならなければ、国防会議の審議を続けるというわけにはいかないものであります。いかがでありますか。

○杉原国務大臣 そういふ点を長期計画におきまして大体のめどをつける、実はこういうことを考えておりますが、その先に防衛庁内部におきまして

そういう点を研究に研究を重ねておる次第であります。今数次的に防衛庁内部として固まつたものとして申し上げる段階に至つていないといふことを申し上げておるのであります。今日までもうずっと研究を重ねてきておるところでございます。いかに私が申し上げるべきことを申し上げていないといふふうにあるいはおとりになるかもしれないませんが、それは私はこの考えであります。まだほんとうに固まつていないものを国民に発表することはかえつて国民に迷惑を及ぼす、やはり政府としては責任を持ち得るものにして、その上でないとかえつて国民に迷惑をかける、また国会に対しても責任を尽すゆゑでない、こう考えておる次第でございます。

○福井(順)委員 これは一般国民に発表ができれば、秘密会でもぜひ発表していただきたい。そうしない、またあの賠償問題のように、一夜明けて目がさめると、四億ドルがぼかると八億ドルになつたといふことになると、国民はたいへんなことであるとして、これは何としてもできてゐることには間違ひがないのでありますから、秘密会でもぜひ一つ発表していただきたい。

○杉原国務大臣 六カ年計画はできておるとおつしやいます。今申し上げますように、今まで何回もずっと引き続いて研究をしてきております。現在もそれを継続しておる次第でございます。

こにもいかなという声があります。それはこの前も理事会で、先ほど申し上げましたように、とてもこういふことでは審議を続けることはできないといふことで、委員長にももつとはつきり言つていただかなければ困る——なぜ困るかといふと、国防会議といふものは最も重要な問題であります。この成り行きいかんによつては、日本民族の興亡にかかわる問題である。おそろく数百年間、数千年間、あるいは永遠に日本民族の興亡にかかわる問題である。戦争前でも国防会議といふやうなものがあつて、そしてこれが正しく運営されたならば、われわれはこの敗戦の苦杯はなめなかつたかも知れぬ。それほど重大な問題でありますから、何もかにもわからないといふやうなことは困るのであります。もう少しはつきりと国民に知らさなければならぬ。私は国民の代表として、これが義務であると思ふ。どうか一つはつきり御答弁を願ひたい。

○杉原国務大臣 御質問に対しては、私先ほどからお答え申し上げておる通りでございます。

○福井(順)委員 それではたくさん問題があるやうですが、日米安全保障条約の共同防衛について、米軍と自衛隊との役割、それから両方の連絡、共同の機構、陸海空軍の規模、自衛隊の補強、こういうものを一つお答え願ひたい。

○杉原国務大臣 安保条約及び行政協定をもとにして、今の御質問に関連することをおの協定の規定に即してみますと、直接これに関連するといふことは各個の規定を検討いたしますときわ

めて少い——ほとんどないくらいのことを見出す次第でございます。行政協定の二十四条であつたと思ひますが、日本区域において敵対行為が起つた場合、また敵対行為の急迫した事態が起つた場合、その場合には日本区域の防衛のために両国が協議するといふ協議事項が入つております。その協議に基く協定といふものはまだできていないのであります。

○宮澤委員長 福井君、あとの質問はまだ日にちがありますから、なるべく総理大臣に質問をするようにして下さい。

○福井(順)委員 それでは総理大臣に質問をいたしますが、とにかくこういふことは国防会議の審議はできない。これはどうも国防会議の基礎が政府でもまだ何もできていないのじゃないか、それを一つ総理大臣に伺ひたい。

○鳩山国務大臣 国防会議で長期計画を立てたいと思つておるのでありますから、国防会議ができれば、日本の自衛の態勢ができるものと思つております。

○福井(順)委員 それでは幾ら質問をしても同じことではありますから、私はまだ質問したいことがたくさんあるのをごさいます。だいたい閣僚委員からの催促もありますのでこれでやめます。私は防衛六カ年計画の全貌といふものにつきました。いづれどうして秘密会か何かでやつてもらわなければならぬ。これに対する質問を留保し、次会に譲りまして、私の質問を終ります。

○宮澤委員長 森三樹二君。

○森(三)委員 私は去る六月二日の衆

議院本會議におきまして、ただいま議題となつております国防會議の構成等に関する法律案につきまして、本會議場を通じて鳩山總理並びに関係閣僚に質疑をしたのでございます。その場合におきましては、世界の現在の情勢からいたしまして、平和勢力が台頭し、日本もまた平和を推進するところの環境をになわなければならないというところを強く主張し、この国防法案のごとき再軍備政策を強行する法律案をなす今提案しなければならぬのか。私どもは基本的に再軍備に反対するものであり、現在の国防會議法案の撤回を要求したのであります。しかしながらただいまの鳩山總理の答弁並びに杉原長官の答弁等をお聞きいたしますと、どうしてもこの基本的な問題、すなわち憲法九条に規定されてあるところの兵力の問題、あるいは武力の行使等の問題について明確なる答弁がなされておられません。私はまことに遺憾にたえないのであります。そうしてまた鳩山總理は、かつては憲法を改正しなければ再軍備はできないのだ、かように強く主張しておったにもかかわらず、現在各委員から質問しますと、現行憲法のもとにおいても自衛のためならば軍隊を持つことができないのだというふうな、非常に豹変された御答弁をされておるのであります。現在自由主義者をもって任ずるところの鳩山總理が、かつて文部大臣といたしまして滝川幸辰氏を京大の教授から追放したことがありますが、この滝川幸辰氏は現在の京大の総長になっておられるが、あなたは野において自分が考へておる場合において、自分の真理が正しいのだ、かようにお考へになりましたことでも、一旦

朝に入りまして閣僚やあるいは總理大臣という重要なポストに置かれた場合において、自分のかつての在野時代の考へ方をしばしば変更して、そうして時の潮流に属するような考へ方、あるいは行政権を行使されるということ、私はまことに遺憾にたえないと思ふのであります。私は、やはり鳩山總理は憲法を改正しなければ再軍備はできないのだ、こういうお考へをあぐま守るものであり、またあなたが生命を失つたあと永久に、後世の歴史家が批判する場合、鳩山總理の態度はやっぱりたことが正しかったのだということになると思ふ。このようなきげんた態度をもって、日本の政治の上にもあるいは憲法を順守して、国民の生活の安定を目的に、外交問題あるいは経済問題を立てていただかなければならぬ、かように考へておるのであります。あなたは野にあるときには非常に正しい考へ方を持っておられるけれども、一旦朝に入り政權を担がれると世論の力であるとかあるいはそのときの政治情勢の判断であるとかいって、そうして当然守らなければならぬところの憲法さえも曲げた解釈をされるというがごときは、私は一國の總理大臣としてまことに遺憾にたえないのであります。私は、鳩山總理の現在の心境といたしまして、すなわち憲法を改正しなければ再軍備できないのだというお考へを持っておることが、鳩山總理の明鏡止水の心境ではなからうかと思ふのであります。これに対する明確なる御答弁を願ひたいと思ふのであります。

○鳩山國務大臣 独立国家としては主権がある、主権があれば自衛権は当然ついてくるものだというふうな解釈をすれば、憲法九条がありましても自衛隊は持てる。自衛隊法ができて、それが多数をもって国会を通過いたしました、国民の大多数の意見は現在の憲法のままで、自衛のためならば兵力を持つてもいいということになつてしまつたのでありますから、今日私が以前の軍隊を持つには九条の改正が要するという説を變更いたしましたところを決して不当ではないと私は考へております。野にあつたときの意見を朝に立つたがゆゑに變えたというわけではありません。當の国会がともかく自衛隊を承認したのでありますから、國論の多数が、主権があれば自衛力を持つてもいいというその論が日本の意思になつたということは私は考へられると思ふのであります。

○森(二)委員 憲法制定當時は、アメリカの占領軍として、あるいはまた憲法制定當時の委員会においても、これは当然自衛のために軍隊を持つことはできないのだという解釈であつたといふことは、先ほどもあなた自身肯定されておる。私も當時憲法制定の委員といたしまして、芦田均氏が憲法改正の委員長として審議に當つたのであります。私ももちろんわれわれはこの憲法九条の規定を永久に順守いたしました、いかなる自衛のためにも軍隊を持つてはならない、あるいはまた武力を行使してはならない、われわれは永久にこの憲法を守つていくという精神に立つておつたのであります。あなたはこの憲法九条に規定されましたところのいわゆる國務大臣あるいは議員等の憲法順守の規定を無視されておるのかどうか。いやしくもあなたが憲法を順守いたしました、憲法の命ずるところによつて日本の國政を担当するところならば、単にそのときの世論であるとか、あるいは国会の議決があつたからといって、その自説を曲げるといふことは私は政治家として取るべきところである。私は、憲法改正調査委員会を設けるところのあなたの意図も、すなわちこの憲法九条を改正しなければならぬという意図であると思ふのであります。

○鳩山國務大臣 とにかく憲法九条は、あなたのおっしゃる通りのような意味でできたものと思ひます。でありますから、現在の憲法についても解釈が二、三になることはやむを得ざることだと思ひます。そういうような疑いのある第九条は改正した方がよいと今日でも考へております。

○森(二)委員 ちょっと語尾が明確でなかつたのですが、鳩山總理は憲法を改正すべきだ、できるならば改正すればいいという御意見ですか。

○鳩山國務大臣 はい。

○森(二)委員 それならば今回憲法調査会を設ける理由は、こうしたところの疑義を一掃し、かねてから考へておつたように憲法を改正して、そうして再軍備というものを明確にしたい、それがために憲法改正の調査会も作りたいのだ、このようにあなたが明確に打ち出すならばよろしいのであります。けれども、しかし過般同僚委員から憲法改正の調査会を作るのはどういう理由だ、どういふ点をあなたは改正したいのかという御質問のありましたとき、自分は国会の予算の審議権あるいは国会議員の職務権限あるいはまた最高裁判所の権限等について改正したい、このような答弁をされて、憲法九条の規定を改正するために自分は憲法調査会を設けたいのだ、こういう答弁はその当時一言半句もなさらなかつた。そうしますと、あなたのこの前の答弁と現在の答弁とは食い違つておると思ふのでございますが、いかがでございますか。

○鳩山國務大臣 憲法調査会は憲法全般にわたつて審議されるものと思へております。どの条どの条ということを目として憲法調査会を設けるつもりはございません。

○森(三)委員 あなたがそういう答弁をされればいいのですが、六月十七日の當委員会における答弁は、そういうことをあなたは先ほど言ひました。やうな数項目に限定して、項目をあけて答弁なさつておる。ところが現在では憲法全体について改正すべき点があると思ふから、これを審議したいのだ、このような前會と違つた答弁をされておる。私はまことに遺憾であると思ひます。

○鳩山國務大臣 私は限定して言つたのではないのです。例を言つただけであります。どういふ点を考へたか例をあげろという質問と考へましたから、私は例示をしたのであります。限定してこれだけをやりたい、その他はやりたくないという意味で答弁したのでございませぬ。

○森(二)委員 あなたは例示したとおっしゃるのではありませんが、しからば

憲法を改正しなくても現行憲法によって自衛隊すなわち最小限度の軍隊を持てるといふあなたのお考えでありますが、私どもは憲法違反の法律に對しましては、これは憲法に規定してある通り効力がないと思ふ。ところでわが国の現行の裁判制度といつたしましては、違憲訴訟をするところの、すなわち憲法に違反する法律を審議する裁判機構の制度といふものが確立されておらない。これはアメリカ、イギリスあるいは西ドイツ等のごとき違憲裁判所といふものがあるが、当然これを作らなければならぬ。われわれの政党内におきましては、憲法違反の法律の審判を受けるべき制度を作りまして国会に上程する、このような基本的な方針を決定し、着々とその制度の法制化を進めておりますが、将来、日本の防衛庁設置法あるいは自衛隊法等が当該機關の裁判所において憲法違反の制度であるといふような判決が下りました場合に於いては、あなたは當然にその裁判に服さなければならぬと思ふ。そういう場合には、私はそこに大きな矛盾が生ずると思ふのであります。が、そうした場合には、あなたはその裁判に服する考え方があつかうか。この点について明確に御答弁願ひたいと思ふ。

○鳩山國務大臣 憲法が改正せられまして、憲法違反の裁判ができるということになった場合、その裁判所は、今の自衛隊は違憲だということに決定した場合に、私はそれに従うかという御質問ですか。

○森(三)委員 そうです。

○鳩山國務大臣 日本の憲法が改正せられまして、自衛隊法は憲法違反だと

いうように決定せられれば、むろん當然にその裁判に従わなければならないことは、もとより論をまちません。

○森(三)委員 そうだとすれば、あなた自身も、自衛隊のために再軍備する場合にやはり憲法を改正した方がよいのだというお考えをお持ちでいるならば、私は現在の防衛庁設置法あるいは自衛隊法といふものは憲法の規定に衝突するものではないか、あなたが持つておられた考え方ではそれが正しいのだという基本的な考え方をおき明瞭にすることが必要である、かやうに考へておられますが、これに對してあなたのお考えをお尋ねしたい。

○鳩山國務大臣 私は現在の憲法が自衛隊を禁止してゐると思つておらないのです。あなたは仮定の問題をおっしゃるから、そういうような場合はどうするかとおっしゃるから、仮定の場合に、そういうふうな判決が下れば、第九條がある以上は自衛隊は持てないのだといふことになれば、それはそういうような場合にはむろんそれに従ひます。ただし現在の憲法においては日本は主権がある。主権があれば自衛権がある、自衛権があれば自衛隊を持つてもよろしいといふことを申したのであります。私は江崎君の質問に對してその言葉を使ひました。江崎君にどういふ言葉を使ひたかと思つてここに紙に書いてきたのがあるのですが、その通りのことを言つております。主権があれば自衛権がある、自衛権があれば自衛隊を持つてもいい、こういうことです。

○森(三)委員 総理は、そのときそのときの御都合主義的な解釈をされて答弁されておられますが、私の申し上げん

とすることは、すなわちあなたが、これが正しいという解釈を持たれたことはあくまでもこれを貫くというところの精神がなければ、日本の憲法の解釈に當つても、あるいは国政の場におきましても、将来大きな禍根を残すといふことを私は非常に憂へておるのであります。すなわち憲法を改めなくとも自衛力が持てるというふうなことは、これは最近になってあなたがそういうことを発言するのであります。かつてのあなたの考え方というものは、あくまでも憲法を改正しなければ、これは違憲であるというふうに考へておつた。この變つたこと自体が非常に危険であると思ふが、その点はいかがでありますか。

○鳩山國務大臣 繰り返すばかりです。から、今まで答弁したことによつて御了承を願ひます。

○森(三)委員 この憲法改正から見まして、あなたは憲法調査会といふものを作らうと思つておられる。ところが最近鳩山総理のお考えには非常に危険なものがあつたと思ひます。憲法改正の決議権につきまして、現行憲法の解釈上は、あくまでも国会が決議権を持つており、それには三分の二以上の同意をもつて決議すべきだ、このように私も考へておるのであります。いかがでありますか。

○鳩山國務大臣 あの九十六條の規定は、三分の二という制限は國民に對つておるものであります。國民に對して改正案を出すには三分の二以上の賛成が要る。國民に憲法改正案を提出するのにはそれだけの条件があるのです。が、国会に決議する場合においては、あの条項は適用しないものと思つてお

るのであります。政党内閣もともに決議権はあると思つております。ただし今日、これを一党一派で提出したいし、政府が提出したりして、日本の憲法が改正になるというふうなことは注意しなければならぬことである。保守党も社会党も、ともに憲法改正については、すべきことはした方がよいのだというふうな議論になつて、日本憲法は國民の總意によつて改正したいといふことを考へておるのであります。それから、提出についてはただいままだちやうちよろしうあります。提出するについては、何とかして保守連繫並びにこれに社会党も加つて、日本の憲法改正をしたいといふ氣持であるのであります。

○森(三)委員 総理はなかなか虫のいいことを考へになつておられますが、私どもは今回の総選挙によつて両社会党を合せて百五十六名といふ、いわゆる憲法改正を阻止する勢力を獲得することができた。従つてあなたがいかにかに社会党も含めてとおっしゃいまして、絶対にそれに應ずることはできない。この憲法を改正しなくとも自衛のために再軍備ができるのだといふように鳩山さんの解釈が變つてきたのも、すなわち今回の総選挙によつて保守党が圧倒的な勝利を占めたならば當然憲法改正を提案しただらうと思ふのであります。結局鳩山さんのお考えは甘くて、社会党両派が憲法改正阻止の勢力を獲得した。そこでやむを得ずあなたは考えを變更して、そうして獨立国が自衛のために現行の憲法でも自衛隊を置くことができるんだ、かういふふうに考へが變つてきたと私は思ふのであります。この点はいかがで

すか。

○鳩山國務大臣 全くそうじゃありません。あなたの方でもこの法律が憲法違反かどうかの裁判所を設けたいと現に言つてゐるじゃありませんか。それです。憲法を改正しまして、最高裁判所に一つの法律が憲法違反かどうかを裁判するところの裁判所を設けるといふことは、社会党も賛成だらうと思ひます。いかがですか。

○森(三)委員 私が総理大臣であれば、明確に答弁します。私は國務大臣ではないけれども、しかしあなたから問われるならばお答えしますけれども、これは私どもが憲法違反の法律であるかどうかといふことを審議するために、そうしたところの裁判手続の制度の法律案を上程することを私は先ほど言つておるのであります。あなたは眠つていらつしやなければ私が申し上げたことを十分お聞きになつたと思ふのであります。それをまたさらにお聞きになるのは私はどうかと思ひます。われわれ自身はあくまでもこの違憲裁判所、違憲制度の手続といふものを明確にしたいと思ふのであります。

なお質問を続けますけれども、私は鳩山総理がお考えを、すなわち時の世論であるとか時の政治情勢によつてしばしば變更されることを非常におそれるのであります。この憲法改正の決議権といふものは、非常に重要なものであります。御承知のように、旧憲法におきまして、その前文にはこの憲法改正の決議権といふものは、朕及び朕の子孫によつてのみ決議するんだ。そういうまた憲法の条項の中にも、この決議権といふものは天皇自身にあるんだといふことを明確に規定されてお

る。

る。旧憲法の欽定憲法からするならば、これは国民に主権がないのでありますから、天皇のみの主権であつて、そしてこの憲法改正の発議権が明確に旧憲法に規定されてゐる。その対照的なものが今日の主権在民の憲法であつて、すなわち国民の意思によつて議会で議決して、さらに国民投票ということになるのでありますけれども、これは政府が勝手に憲法改正の提案権を行使したり、あるいは濫用されては困る。私はあくまでもこの憲法改正の発議権というものは、この九十六条に規定されてあります。すなわちこの憲法の改正は各議院の——各議院というのですから衆議院、参議院の各議院の三分の二以上の賛成で国会がこれを発議し、とあるのであります。発議権はあなたのおっしゃるような広義に解釈しまして、そうして政府も提案権があるんだというときは、将来この憲法の解釈に紛糾を起すものであると思ふ。この点については総理は法制局長官の指示を得たり、あるいはあちらこちらから入れ知恵をされないで、やはり自分がほんとうに思つたところを信念を持って御答弁を願わなければ、何事についても人の意見を聞いてやられるという事は、私は非常に危険だと思ふのです。明確に一つ御答弁を願ひたいと思ふ。

○鳩山国務大臣 国民に発議をいたしますには国会の三分の二の必要であることは、先刻も申しました通りであります。ただし国会においてどういふ改正案ができるかというところまでは、国民に発議する前までは、国会の多数でもって成案を作るとことは差しつかえないと私は考へてゐるのです。ただ

しまだ三分の二の多数でもって成案ができなければ、国会には発議ができないのでありますから、今あなたと私のやつてゐる論争は、何年か先の話です。だからゆつくり考へようじやありませんか。

○森(二)委員 これはほんでもない話だ。あなたはそれならば何のために憲法改正調査委員会を作ろうとするのであります。すでにあなたは憲法改正の意思があるのじやありませんか。そのときに、先の話だからゆつくり考へようじやありませんかと言ふ。まことは私は遺憾にたえない。あなたは真剣になつて憲法の改正に……(鳩山国務大臣「委員長」と呼ぶ)私が発言中です。憲法の改正権は国会にあるのか、あるいは政府にもあるのか、この重要な問題を一つでもらわなければ、この憲法の改正は今後非常に大きな紛糾を来すと思ふ。先般あなたが発言はしなれば新聞紙上で私は拝見しましたけれども、何だか政府にも憲法改正の発議権があるがとき答弁といひますか、あなたの見解を表明されておつた場面があります。そこで私は事重大でありますので、いわゆる憲法改正に關しまして御答弁を願つておるわけでありませう。

○鳩山国務大臣 さつきも申ししておるのでありますけれども、国会に対する原案提案権、これは九十六条は直接言つていないと私は思ふのです。九十六条は国民に対して発議をする場合の規定なんです。それですから、国民に対して発議することは政府はできません。国会の名において、しかも三分の二以上の多数でもって初めて国民に対して発議ができるのです。その前の手

続については、九十六条の規定するところではないと私は解釈するのです。

○森(三)委員 いや、そこが重大なんですよ。そうしますと、いわゆる内閣そのものが国会に対して憲法改正の提案権があるというやうな、あなたは御解釈をなさるのですか。国会に対して憲法改正の提案権があるというやうに御解釈されるところならば、その明確なところの根拠がなくぢやならない。ところが憲法上においてもそうしたところの明確な規定は私はないと思ふ。やはりこういうものは明確な規定をもつてなされなければならぬと思ふのでございませうが、総理の御所見をお尋ねしたい。

○鳩山国務大臣 私は實際において国会に原案を政府が出すという考をきめておるわけじやないのです。ただ法律上それができないことではないといふことを言つておるのです。国民に対して発議をする場合においては明確な規定がありますから、あなたの言つた通りです。ただし国民に発議をするのではなく、国会に対して原案を出すという場合には、九十六条の規定以外のことであつて、いつもの例に従つて、原則に従つて国会には政府が発議ができ、そうして多数によつて原案というものの決定は国会でできる、こ

う考へるのです。できた場合に、これを国民に発議するのは、これは多数でなければだめだ。三分の二以上の数がある、そうして国会の名においてやらなくてはならないわけでありませう。よくが言うよりは、法制局長官から答弁しますか。

○森(二)委員 よくが言うよりか法制局長官云々ということ自体が、私は大

問題だと思ふのです。私はこれからだんだんと質問していきませうけれども、あなた自身が確固たるところの考へがなくしては、たとえば国防会議である、自衛隊の出動である、いやおれはわからないから幕僚長に聞いてくれ、あるいは防衛長官に聞いてくれというやうな、そういうこと自体が非常に危険なんですよ。やはりある程度自分が憲法の条文をごらんになつて——もちろん私は総理大臣が日常バタをこらんになられるということ、休養をすることもけっこうだと思ふ。しかしながら、やはり憲法の条文くらいは総理大臣としては日常ごらんになつて、自分の信念を持つて、やはり国会の運営、

国政の運営は憲法を基準として、国務大臣も国会議員もともに憲法順守の義務を憲法で負わされておるのでありますから、憲法の解釈につきましては、一々法制局長官に指示を仰がなくては、あなたは憲法改正論者なんだから、憲法の改正の提案権というものは、国会にあるのか、あるいは政府にもあるのかという重大問題について、しばしばあなたは発言されておる。従つてあなたはその憲法に準拠したところの発言をされることは当然であります。どうしてもわからなければ法制局長官から答弁なさつてもけっこうです。

○鳩山国務大臣 いいえ、私はわかつておるからたびたび答弁いたしまして。ただし私だけで御満足にならぬやうだから、もつとはかの人からも答弁してもらつた方があなたが満足するであらうと思つたから、親切の意味で言つたのです。

○森(三)委員 私はそんな親切は要り

ません。私は総理自身からお聞きすることが一番満足でありまして、総理大臣以外の風儀から私はこういうことは聞きたくない。(笑聲)いやしくも一國の総理大臣が知らなくてどうしますか。これは實際笑いごとじやございませう。国防会議の問題にいたしまして、あるいは憲法の解釈にいたしまして、その根本があなたの腹の心底に明確になつておらないから、答弁がこの前と今日と變つて来、また四、五日すると變つてくるというやうな非常に不見識な答弁が行われるまことに私は遺憾であると思ふ。あなたが憲法改正調査委員会というものを内閣の中に置かれようとして近いうちにその法案も提出されようとしておる。先般総理がしばしば憲法の改正の提案権についてそれが内閣にもあるのだというやうなことを申されておることが新聞に見えました。鳩山総理はだれに教つたか知らないけれども、大へんなことを言ひ出したものだ、どうしてもこれは鳩山総理にみづから聞いてみなければならぬ、このやうに考へておりましたので、私はこの場においてあなた自身の中から内閣自体において憲法改正権があると言われておるけれども、どこにその法的な根拠があるのか、これを明確にしてみたいと思ふ。

○鳩山国務大臣 私は九十六条はこの場合の規定ではないと思ひます。そうして議案を一般に出す規定の適用を受けると思ふのです。議案については、憲法七十二条によつて内閣総理大臣は内閣を代表して議案を提出する権利を持つてゐるのですから、その規定を受けて内閣総理大臣としての議案の提出権限がある、ただしこれを国民に発議

せん。私は総理自身からお聞きすることが一番満足でありまして、総理大臣以外の風儀から私はこういうことは聞きたくない。(笑聲)いやしくも一國の総理大臣が知らなくてどうしますか。これは實際笑いごとじやございませう。国防会議の問題にいたしまして、あるいは憲法の解釈にいたしまして、その根本があなたの腹の心底に明確になつておらないから、答弁がこの前と今日と變つて来、また四、五日すると變つてくるというやうな非常に不見識な答弁が行われるまことに私は遺憾であると思ふ。あなたが憲法改正調査委員会というものを内閣の中に置かれようとして近いうちにその法案も提出されようとしておる。先般総理がしばしば憲法の改正の提案権についてそれが内閣にもあるのだというやうなことを申されておることが新聞に見えました。鳩山総理はだれに教つたか知らないけれども、大へんなことを言ひ出したものだ、どうしてもこれは鳩山総理にみづから聞いてみなければならぬ、このやうに考へておりましたので、私はこの場においてあなた自身の中から内閣自体において憲法改正権があると言われておるけれども、どこにその法的な根拠があるのか、これを明確にしてみたいと思ふ。

するのにはあなたのおっしゃる通りさらに九十六条の適用を受ける、こう言っておるのです。

○森(三)委員 そういふ解釈自体が非常に危険なんです。私はだから先ほども旧憲法の解釈も申し上げたのであって、この七十二条には「内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し」という規定がありますが、この議案の中には憲法の改正の案は含まれない、かように厳格に解釈しなければ、今後この憲法の解釈についても大きな誤まりを犯すと思うから総理大臣に申し上げておるのであります。しかしあなたがそうがんばるならば、これは見解の相違としてやむを得ませんけれども、これは今後憲法改正の調査委員会等におきまして、私は十分御質問をしたいと思ひますから、この問題は留保いたしておきます。

そこで次に申し上げたいのは国防計画の問題であります。何といひましても国防会議の法律案を審議するためには、今申しましたところの憲法第九條の解釈と、それから次に來たるものは何といひても国防六カ年計画といふものが明確にならなければならぬ。鳩山総理は自分ではわからないが、国防會議を作つて、そして国防會議に諮つてきめるのだとおっしゃいますけれども、私もそれは危なくてそれじゃ仕方がない。かつて太平洋戦争が起りましたときに御前會議が行われた。その御前會議において結局當時の大元帥は、軍の統帥権は大元帥にあったのです。天皇の大元帥がもしあそこで太平洋戦争をやつてはいけないという腹があったとするならば、この太平洋戦争というものは起きなかつたのでありま

す。しかもあの御前會議においては枢密顧問官の石井菊次郎氏のみが、古来ドイツと交わつてともに対外的な戦争をした国で得をした国はない、自分はこれは非常に危険な戦争であつて反対であるといふことを述べられましてけれども、あとの者は陸軍、海軍のそのときの勢力に押されてしまつて、ただ沈黙してその戦争を是認してしまつた。最後にその決をきめるものはやはり當時の大元帥であつた。今鳩山総理はすなわちこの法律につきましてあなたは一番重大な立場に立つておる。すなわち自衛隊法第七條には「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。」と規定されておる。次の八條には「長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、自衛隊の職務を統括する。」と規定されておる。鳩山総理が一番最高の指揮監督権者であります。そしてこれをその次に指揮監督する者は、そのそばすわつておる防衛長官であります。この二人の方々が日本の国防の綱を構想し、立てることなくして、どうして国民が安心をしてまかしておくことができませんか。私はまことにおそろしいと思ひます。すなわち国防會議においても、あるいは幕僚會議においても、戦争熱がだんだん盛んになつてくる、私はこれはもう当然さうした道を進むと思ひます。オタマジャクシはカエルの子になる、そのカエルの子はだんだん大ガエルになつてしまふのです。この自衛隊といふものができましてならば、これをだんだん成長育成しようといふのは人情だと思ひます。自分の子供でもさうです。生れた子供はええば立て、立てば歩むよ

うにとだんだん成長を祈るのは人情であります。私はここに非常な危険があると思ひます。鳩山総理あるいは杉原長官らが毅然とした態度、そして毅然とした国防計画を立てずして、これから生まれるところの国防會議に諮問してそして国防計画を立てるといふことが、私はまことに危険さうなものであると思ひます。私はどうしてこの際国防六カ年計画といふものをここに明確にされなければならぬと思ひます。鳩山総理は、国防會議を作つて、その国防會議に諮問して六カ年計画を作つたのだ、このやうな答弁をされておる。私が、私は総理の地位の重大なることにかんがみまして、あなた自身は一体どういふやうな国防計画をお持ちになつておるか、少くともこの委員會において私は御発表を願ひたいと思ひます。

○鳩山國務大臣 ただいままだこれを発表することはできません。目下検討中であります。

○森(三)委員 これは昭和三十年五月九日の新聞です。これをごらん願えればわかりますが「国防白書」といふものがある。ここに「杉原長官、発表を考慮」「国民の理解を求む」といふやうな見出しで、あなたの写真まで出ております。それによりまして「政府は国防會議の設置を前にして防衛問題について新たな立場に立ち、国防會議で長期防衛計画が作成された機会をとらえて国防白書を作り、国民に明示して防衛に関する認識を高めた意向のやうである。」云々となつておりまして相

対してとだんだん成長を祈るのは人情であります。私はここに非常な危険があると思ひます。鳩山総理あるいは杉原長官らが毅然とした態度、そして毅然とした国防計画を立てずして、これから生まれるところの国防會議に諮問してそして国防計画を立てるといふことが、私はまことに危険さうなものであると思ひます。私はどうしてこの際国防六カ年計画といふものをここに明確にされなければならぬと思ひます。鳩山総理は、国防會議を作つて、その国防會議に諮問して六カ年計画を作つたのだ、このやうな答弁をされておる。私が、私は総理の地位の重大なることにかんがみまして、あなた自身は一体どういふやうな国防計画をお持ちになつておるか、少くともこの委員會において私は御発表を願ひたいと思ひます。

○鳩山國務大臣 ただいままだこれを発表することはできません。目下検討中であります。

私は読みませんが、とにかく現在の日本の自衛力といふものは、すなわち陸海空軍についてその数といふものはちゃんと明確にわかつております。わかつておりまして、本年度の予算の範圍においてどの程度のものが増強されるかといふことも、明確に新聞に発表になつてゐる。ちゃんと写真まで入つて発表になつてゐる。しかも見出しは、ことしの日本三軍といふ見出しであります。そして十九万六千に増勢、力の限界せいぜい一カ月、こゝういふやうなことが書いてある。ですからあなた方がまだ国防計画はできておらぬとか何とか言ひますけれども、これはますます國民に対して疑惑を重ねるばかりであります。私は鳩山総理もさういふやうな国防計画について何ら構想を持っておらないといふならば、これは国防會議の議長になつていただくことをやめていただくなければならぬと思ひます。私はおまかせすることにすることに危懼を感じ、あなたのやうなことをいふ言葉を使つたら非常に失礼かもしれない、このやうな総理大臣では、今度新たにできんとするところの国防會議の議長といふのがごとき重大な職責を遂行するところの能力が非常に危ぶまれるのです。これについて鳩山総理は、日本の自衛力といふものは一体どの程度に現在あるのか、将来どの程度にしたいのかといふやうなことにについてお考えになつたことはないでしようか。私はそんなことはないと思ひます。一國の総理大臣として必ずそれに対する構想は持つておられると思ひます。忘れてはならない。この際十分でなくともよろしいから、自分はこゝうだけの自衛

力を持ちたい、これがすなわち最小限度で必要な装備なんだといふものを、私は総理からお尋ねすることが可能であると考へております。御答弁願ひたいと思ひます。

○鳩山國務大臣 遺憾ながらこれを発表することはできません。

○森(三)委員 ただいまの御答弁では、遺憾ながらこれを発表することはできませんといふやうな御言葉のやうでありましたが、さうしますと国防計画といふものはできておつて、あなたが知つてゐるけれども発表ができないという意味なのか、何にも自分は空々漢々で内容はないのだ、何も知らないから発表できないのか、その点を明確に願ひたい。

○鳩山國務大臣 防衛庁においてまだ原案ができておりません。

○森(三)委員 原案ができておりませんといふことは、あなたにその原案について御相談でもあつたんでしようか。原案はどの程度までできておるといふことなんでしょう。原案はだんだんと今やつておつて、もう少しでもつてでき上るといふのか、それとも半分くらいできておるといふのか、その度合いだけでも一つお示し願ひたい。あなたは内閣総理大臣として、先ほども私が読みましたやうに、私はこれはもう何べんでも、あなたの耳にたがはるほど言ひたいと思ひます。内閣総理大臣は内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する、さういふ重大な職責、あなたはこれをやつてゐるんですが、自衛隊の最高の指揮監督権があるのですよ。あなたは忘れてはなりませんよ。さういふ人が全然自衛隊の現状も知らず、さうして

またこれを将来どうしようかという構想も、たとえ将来これを何ぼにしたかの構想でもないという構想でもないという構想はないと思うのです。私は参考にして申し上げますが、国防計画というものは、やはり各党の諸君からどの国を一体仮想敵国としてやっているのだ、あるいは九州の方に部隊を作ろうとするのだが、それはどういう意味かという質問がなされましたが、これは私は当然だと思ひます。それと同時に各国の現有勢力、こうしたものをお考えになつて——われわれはもちろんしろうとです。しろうとでございませうけれども、しかしおよそ各国の情勢というものは新聞雑誌その他書物によつて研究しております。それだからだんだんと演繹、帰納し、日本が一体幾らの自衛力を持たなければならぬか、どれだけの艦艇や装備を持たなければならぬかというようなことは、これはしろうとでもお互いに研究し考えれば、だんだんとその先がはつきりしてくる。一体この一九五四年の各国の例をとりますと、アメリカの常備軍は百四十三万といわれておる。イギリスは五十四万九千、フランスが九十万五千、それからソ連は三百万、このようにいわれております。それからまた各国の艦隊とか戦車あるいは飛行機とか、たくさん書いてありますが、そういうようなことをだんだんと研究して、日本の現在の面積あるいは国民の数、それから日本の経済力——この経済力も昨年度よりはふえているというのですが、日本の経済力を基礎にして、将来一体どのように自衛隊を増強するのか、これはもうちゃんとことしの方やその他新聞にも発表されてお

る。しかるにまだわからぬところがある。は考へていないというのであります。が、そもそも国防会議を作つて、その国防会議でもいろいろな案を作りそれからきめるというところは、これは私は非常に将来に禍根を残すと思うのです。それでは私は、国防会議の議長であるところの内閣総理大臣の権限というものは全く意味をなさないと。結局昔のような陸、海、空軍の力によつて、総理大臣はもうほんとうのポットにされてしまふと思ひます。総理大臣や長官がちゃんと自分の基本的な考えを持つて、こうしなければならぬんだという考えを持つて国防会議に臨むならば、おれならこう思うんだ、お前たちはどう思うんだというならばまだ話はわかる。しかし、全くの白紙でもって、何を聞かれてもわからない、ただ国防会議にロポットに出ておるものであつては、これは将来まことにおそろしいと思ひます。結局国防会議できめられた通り、ああそうでございませうか、その通りにいたしましやうといつて、あなたがまるで国防会議の使用人になつてしまふのです。その身が何もわからぬしろうとであつても、そのしろうとなりに研究をして、世界の情勢を見なければならぬ。そして原水爆がいかに使われておるか——先ほど同僚委員も言いました、すなわち西独のアデナウアー総理が今世界各国を回つておる。インドのネル首相もモスクワからワルシャワ、ワルシャワからウィーン、そうしてロンドンに渡つておる。こういうように各国の総理大臣は他国を回つて、他国の情勢を見、他国の意見を聞い

て、そして自分の国の平和と安全と獨立を守ろうとしてやつておる。鳩山総理はおからだも悪いから——飛行機に乗つて各国を回つてくれと言いたいのでございませうが、できればむしろそれはやつていただきたい。しかしそれを言つても無理かもしれませぬけれども、総理みずからが国民の安危になつて、国民の生命と財産を守り、国土を守り、生活を守つておる基本的な考え方をあなたが持つて敢然としてやらなければ、国防会議にあなたが出ましまつたところが、結局ロポットになつてしまふ。昔の御前會議のようになつてしまふ。そして戦争をやつて、これから行動するのが当然でございませう。日本が非常に危殆に瀕している、従つて総理大臣は行動を許可すべきだというような結論が出た場合には、ロポットであります。ああそうか、それでは行動に一つ判を押さうか。こんなことではおかれは頼りなくてあなたにまかせておけないですよ。あなた自身わからぬながらも、しろうとながらも、国際情勢や各国の兵力、そうしたものを十分に研究して、国防会議でもつて出動すべしという結論が出されても、あなただけでは、これは出動してはいけなというだけのきせんたる態度をもつて臨まなければ、国防会議というものは何ら意味はない、私はそう思うのです。あなたの方の考へるのは逆ですよ。国防会議を作つて、そこでもつて一つの案を——国防六カ年計画を作つてもらつて、そしてそれをどうしようというものは逆だ。いやしくも総理大臣ともあるものは、あるいはいやしくも防衛庁長官ともあるものは、みづからこういふような——自分がしろう

とであつても何でもかまいません、笑われようとおかまいもない、各国の軍隊はこうなつておる、各国の艦艇や飛行機はこうなつておるのだ、だからおれはこうに思うのだというようなものをお出しにならなければいけません。全然白紙でもつて行つて、旧軍人や何かの意見を聞いて、右からも左からも突つき回されて、御無理ごもつたらぬといふ国防会議であつてはなりませんから、この場において、あなた方はしろうとなつても、現在の日本の自衛隊といふものは、昭和三十年年度には陸上自衛隊が十五万、海上自衛隊が一万九千三百、航空自衛隊が一万三百四十六、こういうふうだんだん増強されておる、従つてこれから推していはば、われわれは今後六カ年計画としては、国の経済力とにらみ合せましてこのようになつたのだというやうなところを出さなければ、この国防会議法を作つたところで全く何もならぬ。だから皆さんが恐れておるのです。結局軍閥ファッショがそこへ盛り上げてくる。もし軍閥のファッショができた場合に、鳩山さんはどうしますか。あなたはそれを押し切るだけの果敢なる勇氣がありますか。先ほど来のおなたの話を聞きますと、何か知らぬがちょっとわからぬことがあるというし、人に聞かなければならぬ。聞くのもよろしいのです。けれども、あなた方二人がきせんたる態度を持たなければならぬ。国防会議に行つて、まるで子供が何かむずかしい事柄を見せられたやうに、全く頼りのないことであつては、国防会議といふものは非常に有害無益だと私は思うのです。だから、同僚議

員が軍閥ファッショになるじやないかと恐れるのはそこなんです。もし軍閥ファッショがだんだん盛り上つてきたときに、あなたは押え切れませんか。恐しいことだ。そこに国を危うくするところの多くのきさしが出てくると私は思うのです。従つて、きょうからでもおそくない。あなた方二人とも今晚じっくり考へて、相談して、国防計画案といふものをはつきり出さなければ、この審議はできないんです。大へんなことです。このまま国防会議を作つて、そのままやつて、どういふ連中が集まるか知らぬけれども、将来どうしなければならぬ、あしななければならぬ、原爆も持たなければいけぬといったやうな場合に——そういう意見も私は出ると思ひます。よその国で持つておつて、この国で持たなければならぬ。そこで鳩山総理、あるいは杉原長官の国防計画案といふものを、あなた方が考へておるだけでもよろしい、何も考へないとは言わせない、あなたの方の考へておることだけでよろしいから、一つこどもつて明確に御答弁願ひたい。

○杉原長官 国防計画の大綱はすでにできております。国防会議に総理大臣が諮らなければならぬといふことと法律上なつておることは御承知の通りでございませう。この国防計画の大綱といふものは、きわめて重要なことでありますから内閣が責任を持つてきめることではございませうけれども、その決定をする前に国防会議に諮ることが必要である、こういう趣旨でおそらくできておるものと解します。従いま

防計画の大綱を諮るためにこそ、今こ
ういう法律案を提出して御審議をお願
いしておる次第なんでありませう。

○森(三)委員 国防会議に諮るとすれ
ば、あなた方に白紙でもって臨むわけ
じゃないと思うのです。あなた方自身
が計画を立てて諮るじゃないですか。
あなた方自身が無計画でもって国防会
議に諮るなんて、そんな危いこととはわ
れまかせませんよ。あなたは今年
の経済六カ年計画を見合うところの国
防計画をやりたいというの経済審議府
にも相談されているというのを聞いて
いるのですが、そういう事実はいくら
いませうか。

○杉原国務大臣 たびたび申し上げま
すように、防衛府の内部におきまして
も慎重に研究を重ねておるところでござ
います。

○森(三)委員 慎重に研究を重ねてい
るというのですが、国防会議が将来で
きまして、そこに出すところの案を考
えているのか、それともあなたの防衛
庁としての国防六カ年計画の構想を考
えているのか、その点はどうか。

○杉原国務大臣 国防に関する長期計
画につきましては、六カ年計画につきま
して研究を重ねておるところでござい
ます。従来かなり研究を重ねて、私が
就任後もなお研究を重ねているところ
でございます。

○森(三)委員 大へんよいことをお聞
きました。もちろんそういうふうな熱心
に研究を重ねておることであらうし、
またおねねならぬと思うのでありま
すが、しかしその研究ができていて
範囲でよいから一つ御発表願いたい。
その発表なくしてはこの重大な国防会
議法案の審議はできないですよ。

○杉原国務大臣 研究を重ねておりま
すが、まだ成案を得るに至っておりま
せん。それはまだ研究の過程にあるの
で、私自身としては、私が決定してお
りませんもので、そういうものを、先
ほども申しましたが、これを今お示し
しないということは、国会に対して
政府がそれを示す場合は、ほんとうに
政府が責任を持つものでないといかぬ
と思うのです。また国民に対して、
かえってそれは迷惑となる、国民を惑
わすようなことになつてはいかぬ、私
はそう思います。

○森(三)委員 あなた方は国防会議法
案というものを通して、そうして国防
会議を作つてそこでもって審議をした
い、このようにばかりおっしゃってい
る。しかし私は、それは危険だとい
うことを先ほどから言っている。あなた
方自身案というものを作つて、そうし
て国防会議にかけられるならまだしも、国
防会議でやつては、あなた方が逆に国
防会議の委員諸君にこうもしろ、ああ
もしろと言われて、結局そこに軍閥
ファッショというふうな仕掛のものが
できてくる。だから非常に恐れている。
それでこの際、ちよつと問題は離れま
すが、国防会議を構成するメンバーで
あります。民間人五人以内云々とい
うのは、旧軍人諸君は入れないとい
うことを断言できますかできないです
か、その点をお尋ねします。

○杉原国務大臣 今、法案におきまし
ては、法文にございますように、識見
の高い練達の人ということにございま
すから、あくまでもその本旨に基いて
やるべきだ、それからさらにこの国防
会議そのものは、ただ単にある事項の
専門家を集めるといふよりは、大所高

所からしてこの国防という重大なこ
とを議まりなからしめるということが本
旨だと思ふのです。そういう観点から
人選を考えなければならぬと存じま
す。

○森(三)委員 そんなことはもう言わ
なくてもわかつていますよ。わかつて
います。旧軍人を入れるのか入れな
いのかというしぼつた御答弁を願いた
い。ここが非常に重大なことですよ。

○杉原国務大臣 この法案におきまし
ては、今申しますように法文はなつて
おりますので、私がそれを特定のある
ものに限つて入れるとか入れぬとかい
うことを、ここであらためてそういう
ことをすべきものじゃないと思いま
す。実際の運用——この法律ができま
した後はこの法案の趣旨に従つて慎重
に具体的に考えなければならぬところ
だと考えております。

○田中(正)委員 ただいまの質問に関
連いたしましてお聞きしたいと思
うのですが、民間議員の場合でもあ
るのですが、閣僚議員の場合にも関係
ございしますが、憲法六十六條の二項に
おける文民の規定の解釈を一体政府は
どのようにおとりになつております
か、明確に御答弁を願いたいと思いま
す。

○杉原国務大臣 政府の法律上の解釈
といたしましては、法制局長官が正確
にお答えすべきことだと思ひますが、
私の考えで申し上げますと、この文
民という意味は、おそらく軍国主義的
の傾向の濃厚な人でないということ
をいふことが大事な点かと思ひます。

○森(三)委員 そういうごまかし答弁
ではだめです。文民というのは、憲法
制定当時の問題もあつて、つまり旧軍

人は一切含まれない、シヴィリアンで
なければいけないということであつ
て、軍人であつた者は入れてはいけな
いということですよ。それを、今日の鳩
山内閣やいろいろその周囲の人がだ
いふ変更したような答弁をなさつてお
るが、こういう点もはっきりしなければ
いけない。

○林(修)政府委員 今のお尋ねでござ
います。憲法上文民が問題になつて
おられるのは、国務大臣の資格のこ
とにございまして、国防会議の
ことに民間から選出いたします議員に
ついては、その問題は規定上全然ござ
いません。この国防会議の民間から選
びます議員については、識見の高い練
達の人——という要件だけがござい
ますから、その点は……

○田中(正)委員 私は民間議員だけの
問題を限定してお聞きしているのでは
ないのではありません。国防会議の議員に
なる閣僚、議員についても、こういう
ような問題は重大な関係があると思
いますから聞くのですが、この点につ
きましては、學者あるいは政治家にお
いては、憲法九條がある以上におい
て、これは死文であるというふうな解
釈をするような人もあるようでありま
す。あるいはまた相当厳格に解釈する
人もあるようでありまして、この点を
はっきりしておかないと、今後いろ
いろな問題が起る。現に鳩山内閣は、仄
聞いたところ、組閣の当初において
もこの問題で具体的な論議を巻き起し
たというふうに私は聞いています。従
つて、この点については、いさしく明
確にお話し願ひたい。軍国主義的な考
えを濃厚に持つ者というふうな、きわ

めて漠然たる基準を一体だれが判断す
るのか。従つて、またそこでもって堂
堂めぐり、そのときそのときの場合
解釈に陥るということになると思ひま
すから、死文であるならば死文であ
るとはつきりお答えを願ひたい。また多
少そこに規定上の意味があるならば、
あるというふうにお答え願ひたいので
あります。

○林(修)政府委員 この文民という言
葉の解釈について、學者の間あるいは
当時憲法の制定に携つた方々の間に
いろいろ御意見があることは御承知の
ことだと思ひます。これにつきま
しては、従来私もいさしくしては、い
わゆる旧軍人全部を排除する趣旨のも
のではなからう、かように考えてお
ります。また、だれがきめるのか、憲法
では、国務大臣の選任権は内閣総理大
臣でございまして、従ひまして、文民た
る国務大臣を選任するにつきては、
内閣総理大臣が判断して文民であるか
文民でないかをきめるわけでありま
す。これは基準が明確でないではない
かという御意見が従来もございますけ
れども、これは国務大臣の選任という
国家最高の人選の問題でありまして、
従つて総理大臣が政治上の責任をもつ
てお選びになることとございまして、
当然政治的批判にさらされる問題で
あらう、かように考えます。たとえ
今度の国防会議の議員について、識見
が高くかつ練達の人という基準が書
いてございまして、国会の御同意を得
るのであります。これに当らない者を
任命することはもちろん法律違反でござ
いまして、これに當る当らないとい
うことは、結局政治的に判断されるこ

人は一切含まれない、シヴィリアンで
なければいけないということであつ
て、軍人であつた者は入れてはいけな
いということですよ。それを、今日の鳩
山内閣やいろいろその周囲の人がだ
いふ変更したような答弁をなさつてお
るが、こういう点もはっきりしなければ
いけない。

○林(修)政府委員 今のお尋ねでござ
います。憲法上文民が問題になつて
おられるのは、国務大臣の資格のこ
とにございまして、国防会議の
ことに民間から選出いたします議員に
ついては、その問題は規定上全然ござ
いません。この国防会議の民間から選
びます議員については、識見の高い練
達の人——という要件だけがござい
ますから、その点は……

とである、かように考えます。それと同じことではないかと思ひます。

○田中(正)委員 この問題と関係いたしますが、従来、いろいろなごういような諮問機関の場合には、学識経験者という文字を使っているのではありません。この法律に限って「識見の高い練達の者」という言葉を使っておるようでありまして、これはそういうような考えから、文官の使い方から、いわゆる文民でない者を入れないのだというような反対解釈をしてはいけないのであります。そういうためのサゼスチョンであるかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○杉原國務大臣 なるほど、諮問機関の中に学識経験者というようなことを入れた例があるのであります。それはそれぞれの諮問機関の任務等によるわけでございます。この場合にはやはり識見の高い練達の士という表現をもつて、またその表現に沿うような趣旨のものが適当だろうと思つて、こうした次第であります。

○江崎委員 ちよつと関連して伺ひます。今の法律論はともかくとしまして、こういう議論が出てきますのは、総理大臣も防衛庁長官も、識見の高い練達の人というこの法案が通れば直ちに五名入れようという、目の前にぶら下っていることだからであります。選ぶには白紙で選ぶのはけつこうでありますけれども、そういうように両議院の同意を得て任命するのは総理大臣であります。一体言葉というものはどんなふうにも解釈できるものであります。鳩山先生は憲法の読み方をときどき適当にお説きになるわけでありまして、この識見の高い練達の人とい

う言葉くらい幅の広いものはないのでありますから、これをここに具体的に法案としてお出しになる以上、どんな人を入れるのか、たとえばこれだといふに、おおよそそこに具体的な線とか輪郭というものがあるはずなんです。

それを、いやそれは白紙だとか、いやそれは法案が通らなければ何とも一口には言えないというが、その人を任命する任命しないにかかわらず、おおよその一つの輪郭というものは、お示しになったとて答弁の行き過ぎじゃないと思う。あなたが御任命になるのです。だからこれは、たとえばこんなふうなものを講解するのだとか、こんなふうなものを思うのだというふうなことぐらひははつきりある程度おっしゃつていただいていいと思うのです。おっしゃらないから一体何が出るかとやらわからないから、とらえてみれば案外枯れ尾花のようなもので納得のいく人かもしれないけれども、森君なども今一生懸命になつてまゆをさか立てられる、こういうことだと思ふのです。

どうですか総理、僕がこのまま内閣を継続するならばまあこんなうな人だというように、一つ具体的ににおっしゃつて安心させられてはいかがですか。

○鳩山國務大臣 お答えをいたしますが、全く白紙なんです。とにかくきまつておるといううなことは臆測でありまして、全然きまつておりません。ただ学識経験ある者という、専門家あるいは旧軍人というのを違つた言葉で指摘したようにお考えになる方もありますから、そういううな考え方をなるべく抱いてもらはないようにする

がために、良識あり練達の人といううにしたいのであります。

○江崎委員 これは議論じゃないのであります。たとえばこの前自由党がこの法案を構想したときには、そのよしあしはともかくとして、大体前総理の経験ある人といううな輪郭をおぼろげにあの当時から示しておつたはずなんです。ですから、これは民主党としても、この内閣としても大体どの程度の輪郭かくらひはおっしゃつていいですよ。そんなことをおっしゃらずに——今うしろの方からいろいろ雑音が入るうちに、そんなことを言つたらなお問題じゃないかといううなことで、はおかむりでこの法案が通るものなら通してごらんない。そんなわけには参りません。吉田内閣のときにはある程度の輪郭——このいい悪いの判断は別です。議論じゃない。大体前総理であつた者といううな一つの程度を示しておつたのだから、それはおっしゃつた方がいいと思ふ。どうですか。

○鳩山國務大臣 今、江崎君の言ううな、前総理たりし者という条件は、前の内閣のときにありましたが、そういううなことも考へております。

○森(三)委員 こうしたところの重要な法案を提出になられるからには、こうした国防会議を構成するメンバーは、つまり担当大臣あるいは所管大臣以外の練達の士といううなものは、大体こういう構想を持っておるものだ。前に國務大臣をやつた人であるとか、あるいは総理大臣をやつた人だとか、あるいはこういう経歴の人だとか、何かそこにアウトラインを出して、そうして納得させることが私は非常に明朝

な政治だと思ふのです。鳩山内閣がすでに明朝政治を打ち出して、内閣の一つの目標にして、そうして国民に訴へておる。しかるにいよいよ人選になつた場合、国民の納得できないような者を結局この構成員の中に入れるといううなことがあつたならば、全く私は遺憾にたえないと思ふ。従つて少くとも鳩山さんや杉原さんの頭の中には、こういううな者を入れようと思ふのだという構想は、当然あつてしかるべきだと思ふのです。聞くところによると、もうこの国防会議の構成員に入りたいといううな人が運動しているという話もある。聞いておりますが、こういううなことで自分が私は非常に危険だと思ふ。

そこで私はいよいよ話の本論に入りますが、結局この国防会議において、あなた方がきせんとした一つの案を持って、そうしてこれを諮つて審議するならばよろしいのであります。何らの原案なくして、そうして白紙で持つて臨んでいって、国防会議の諸君の意見を聞いてこれをまとめるというならば、これは本末転倒もはなはだしきものである。あなた方は政府の全くの最高責任者であり、国防会議の議長であり、そうして長官である。これらの人々がその会議に臨むに當つて、しっかりとした信念のある案を持って臨むならいざ知らず、何ら案を持たずその国防会議に臨み、人々の意見を聞いて、それからこの国防計画を策定するといふことが、まことに私は将来をおそれる。と同時に軍閥ファシズムの台頭を私はおそれる。そういうことを申しますと、ここにおられる委員諸君の中にも非常に気にさわる人があ

ります。もちろんわれわれは憲法に規定されたところの基本的な人権を十分尊重してゐる。その尊重した上の発言であります。けれども、われわれはかつての戦争によつてあつたところの間違ひを起した、かつての、あの天皇を大元帥としたところの御前會議において太平洋戦争というものを宣告布告してしまつた、われわれは苦い経験がある。そこで私は少くとも一國の総理大臣であるとか国防會議の議長であるとかいう人はきせんとした態度を持つてほしいと思ふのであります。すなわち、かの第二次ヨーロッパ戦争におきましても、どうしてあのスペインが安泰を保つたか。スペインはドイツにもイタリアにもいふん恩義のある國でありましたけれども、遂に枢軸國の要請をはねつけ、そうしてまた連合國の要請もはねつけまして、フランス將軍はあの戦争に参加しなかつた。そこで現在のフランス政権というものは、国内経済的にはあまり豊かではありませんけれども、とにかく豊かである。スペインという國が今日戦争の危機を免れておる。また隣のポルトガルでもそうです。あのような天然資源の非常に貧弱な國でも、現在国民は非常に豊かである。それは結局戦争に参加しなかつたからである。そのために枢軸國からも、あるいは連合國からもいろいろな物質の補給を受け、そうして国内に大きな蓄積ができた。トルコもその通りであります。トルコも第一次ヨーロッパ戦争ではあの大きな打撃を受けたけれども、しかし第二次戦争ではそれにこりて戦争には参加しなかつた。私どもは日本の防衛力がだんだん漸増されまして、杉原長官もやはり子供を育て

うに考えておりますので、杉原長官、
あるいは鳩山総理も、次会にはぜひと
も国防六カ年計画を当委員会に発表さ
れることを強く要望するとともに、委員
長におかれましてはそういうようにお
取り計らいを願いたいという希望条件
を付しまして、私の質問を留保し、一
応他の委員に質問を譲りたいと思いま
す。

○宮澤委員長 それでは本日はこれに
て散会いたします。次回は公報をもっ
てお知らせいたします。

午後四時七分散会

昭和三十年六月三十日印刷

昭和三十年七月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局